

## 平成 22 年度目標設定表

	ページ
政策 1 国家公務員の人事管理の推進	1
政策 2 適正な行政管理の実施	8
政策 3 行政評価等による行政制度・運営の改善	14
政策 4 地域主権型社会の確立に向けた地方行政体制整備等	23
政策 5 地域力創造	27
政策 6 地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化	30
政策 7 地域主権型社会を担う地方税制度の構築	31
政策 8 選挙制度等の適切な運用	33
政策 9 電子政府・電子自治体の推進	36
政策 10 情報通信技術の研究開発・標準化の推進	38
政策 11 情報通信技術高度利活用の推進	39
政策 12 ユビキタスネットワークの整備	44
政策 13 情報通信技術利用環境の整備	46
政策 14 電波利用料財源電波監視等の実施	52
政策 15 ICT分野における国際戦略の推進	56
政策 16 郵政行政の推進	58
政策 17 一般戦災死没者追悼等の事業の推進	59
政策 18 恩給行政の推進	61
政策 19 公的統計の体系的な整備・提供	65
政策 20 消防防災体制の充実強化	79

※各表における「あらかじめ指標（値）を設定した指標」欄の「区分」について、「P」はアウトプット、「C」はアウトカムを指す。

平成 22 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 22 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	評価を行うに当たっての主な観点	参考										
行政改革・行政運営	<p><b>【政策 1】</b>  <b>国家公務員の人事管理の推進</b></p> <p><b>【基本目標】</b>                      国民の信頼を確保しつつ、質の高い行政サービスを実現していくため、公務員が能力を發揮できる環境を整備する。そのために、国家公務員制度改革を推進すると共に、人事に関する制度を適切に運営し、的確な人事管理を推進する。</p> <p><b>【評価方式】</b>                      総合評価方式</p> <p><b>【評価実施年度】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>H20</td> <td>実施済</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>(第 3 期基本計画期間中)</p>	H20	実施済	H21	—	H22	○	H23	—	H24	○	<p>人事院勧告を受けて行う給与等の適切な改定及び退職手当制度の適正な運用</p>	<p>一般職給与法及び特別職給与法の改正の状況（法案提出、法案成立時期等）</p>	<p>平成 21 年度においては、8 月 11 日に人事院勧告、10 月 27 日に給与法改正法案提出、11 月 30 日に法案成立。</p>
		H20	実施済											
		H21	—											
		H22	○											
H23	—													
H24	○													
		<p>国家公務員の退職手当制度の前年度退職者に対する運用実態、民間企業の退職金制度等退職手当制度の見直しに係る検討の着実な実施</p>		<p>年度ごとに公表</p>										
		<p>能力及び実績に基づく人事管理の徹底</p>												
		<p>人事評価制度の適正かつ公正な実施と円滑な運用の推進</p>	<p>人事評価の運用支援の着実な実施                      人事評価の一層の周知・徹底のため、次のいずれかの方法を行わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会又は評価者講座の参加</li> <li>・説明会DVDの視聴</li> <li>・評価者講座自己学習ソフトによる学習</li> <li>・人事評価マニュアル等（目標・行動事例集を含む）による内容把握</li> </ul> <p><b>【目標（値）：全職員の 80%以上】</b>  <b>【目標年度：平成 22 年度】</b></p> <p>評価者講座の参加者に対し、コストを意識した上での有効性等についてアンケート調査を行い、有効であるとする回答が参加者全員の過半数となることを目標とする。</p> <p><b>【目標（値）：参加者の 50%超】</b>  <b>【目標年度：平成 22 年度】</b></p> <p>また、各府省の人事当局にもアンケートを行い、当講座に対する要望等についても把握する。</p>	<p>評価者講座等の実施</p>										

分野	施策 (主要な政策)	評価を行うに当たっての主な観点	参考	
	下位レベルの施策			
行政改革・行政運営		能力・実績に基づく任用制度の推進	採用昇任等基本方針に基づく任用の状況について年度ごとにフォローアップを実施・公表（採用年次及び採用試験の種類にとらわれない運用の推進状況等）	
		多様な人材の確保・活用の推進		
		国と民間、国と地方公共団体、府省等との人事交流等の推進	各種人事交流の実施状況 官民人事交流法に基づく人事交流の人数（内定数） 【目標：派遣90人以上、採用90人以上】 【目標年度：平成22年度】 【現況：派遣30人、採用90人（21年度）】	府省間の人事交流等について毎年公表
		女性国家公務員の採用・登用の拡大、障害者雇用の推進等による多様な人材の確保・活用の推進	国家公務員I種事務系区分（行政、法律、経済）採用者に占める女性の割合 【目標（値）：30%】 【目標年度：平成22年度】 【現況：30.6%（21年度）】	男女共同参画基本計画（第2次）（平成17年12月27日閣議決定）で示された政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安を目標値として設定した。
		I種事務系区分以外の試験区分における女性国家公務員の採用の割合の拡大状況 国家公務員採用I種試験等 【目標（値）：概ね30%程度】 【目標年度：平成22年度】 【現況：25.8%（21年度）】 国家公務員採用II種試験等 【目標（値）：概ね30%程度】 【目標年度：平成22年度】 【現況：26.5%（21年度）】	国家公務員I種事務系区分の目標を踏まえた目安を目標値として設定した。	

分野	施策 (主要な政策)		評価を行うに当たっての主な観点	参考
	下位レベルの施策			
行政改革・行政運営			<p>知的障害者等が一般雇用に向けて経験を積むための「チャレンジ雇用」の推進状況</p> <p>【目標：21年度の実績が1名の府省は2名以上、複数名の府省は前年度より増（各府省の合計で220名以上）】</p> <p>【目標年度：平成22年度】</p> <p>【現況：198名（平成21年度）】</p>	<p>障害者に係るチャレンジ雇用の一層の推進等について（平成21年9月29日障害者施策推進課長会議申合せ）において、平成22年度に向けてチャレンジ雇用の受入数の増（21年度において1名の受入実績の府省においては、少なくとも2名以上への増）を図り、チャレンジ雇用の一層の推進・拡大に取り組むこととしている。</p>
	男性職員の育児休業等取得促進のための啓発		<p>ポスターやパンフレット、講演会の開催による啓発の着実な実施</p> <p>【目標（値）：男性職員の育児休業等取得者数（延べ人数）240人以上】</p> <p>【目標年度：平成22年度】</p>	<p>22年度において4回の講演会を開催予定。</p>

分野	施策 (主要な政策)		評価を行うに当たっての主な観点	参考
	下位レベルの施策			
行政改革・行政運営	総人件費改革を踏まえた 国家公務員の配置転換の 円滑かつ確実な推進		配置転換者の定着化に向けた各種フォローアップ等の実施状況 【目標：平成19年度から22年度までの間に配置転換した者の離職者数が20人程度となることを目標】 【目標年度：平成22年度】 受入機関向け研修の参加者に対し、コストを意識した上での有効性等についてアンケート調査を行い、有効であるとする回答が参加者全員の過半数となることを目標とする。 【目標（値）：参加者の50%超】 【目標年度：平成22年度】 また、各府省の人事当局にもアンケートを行い、当研修会に対する要望等についても把握する。	電話・メールカウンセリングの利用状況及び受入機関向け研修の実施状況等
	国家公務員の再就職に関する情報公開の推進等			
	再就職情報の一元管理・公表	国家公務員法に基づく再就職情報の閣議報告及び公表の着実な実施	国家公務員の再就職状況を4半期毎に内閣に報告し、年度毎に取りまとめ公表	
独立行政法人等への退職公務員の就任状況の公表、その他国民の関心が高い再就職情報の把握・公表等	独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表の着実な実施	独立行政法人等において公表された、退職公務員等の役員就任状況等を取りまとめ、公表		

分野	施策 (主要な政策)		評価を行うに当たっての主な観点	参考
	下位レベルの施策			
行政改革・行政運営	高齡化への対応		<p>専門スタッフ職や再任用職員数の着実な増加等制度の活用状況 (再任用職員数) 【目標(値) : 2,983人以上】 【目標年度 : 平成22年度】 【現況 : 2,983人(平成21年度)】 ※平成21年度は平成20年度調査における予定数。</p>	<p>【再任用職員数】 平成19年度 1,261人 平成20年度 2,307人 平成21年度 2,983人  ※平成21年度は平成20年度における予定数。その他は実績。</p>
	定年まで勤務できる環境の整備	定年延長等による雇用と年金の接続		
	職員の意識改革の推進		<p>退職準備プログラム等の推進状況 人事・恩給局による退職準備プログラム等担当者等講習会の参加者に対し、コストを意識した上での有効性等についてアンケート調査を行い、有効であるとする回答が参加者全員の過半数となることを目標とする。 【目標(値) : 参加者の50%超】 【目標年度 : 平成22年度】 また、各府省の人事当局にもアンケートを行い、当講習会に対する要望等についても把握する。 (各府省における退職準備プログラムの実施状況) 【目標(値) : 12府省庁以上】 【目標年度 : 平成22年度】 【現況 : 11府省庁(平成21年度実施)】  【目標(値) : 960人以上】 【目標年度 : 平成22年度】 【現況 : 804人(平成21年度実施)】</p>	<p>【人事・恩給局による退職準備プログラム等の実施状況(担当者講習会出席者数)】 平成19年度 215人 平成20年度 213人  【各府省における退職準備プログラムの実施状況(実施省庁数とその参加職員数)】 平成19年度 11府省庁 748人 平成20年度 11府省庁 740人</p>

分野	施策 (主要な政策)	評価を行うに当たっての主な観点	参考	
	下位レベルの施策			
行政改革・行政運営		職員の服務規律の確保の推進及び正常な労務管理の維持		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス規律確保の各省への周知、徹底</li> <li>労務管理担当者に対する指導、啓発</li> </ul>	<p>国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告の着実な実施</p> <p>適切な労務管理の推進状況 各本府省等における職員団体との交渉概要について、公表している割合 【目標：100%】 【目標年度：平成22年度】 【現況：17.6% (平成21年度)】</p>	<p>例年9月頃国会に報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務管理研究会 中央2回 地方22回を予定。</li> <li>・人事及び労務管理者啓発課程の開催 等</li> </ul>
		労働時間短縮の推進 超過勤務対策の適切な実施	<p>国家公務員超勤縮減キャンペーンの着実な実施 (給与法改正を受けた実効ある超過勤務縮減の取組状況等)</p> <p>超勤月60時間超職員の代休取得の推進状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例年10月1日から10月7日までをキャンペーン週間とするほか、講演会等を実施。</li> <li>・「一般職給与法及び勤務時間法の一部改正に伴う超過勤務縮減対策の一層の推進について」(平成21年12月22日総人恩総第1337号大臣通知)</li> <li>・在庁時間(サンプル調査による)の状況</li> </ul>

分野	施策 (主要な政策)		評価を行うに当たっての主な観点	参考
	下位レベルの施策			
行政改革・行政運営	職員の能力開発・啓発の推進 啓発事業の効果的实施		<p>各種啓発事業の着実な実施 各種啓発事業の参加者に対し、コストを意識した上での有効性等についてアンケート調査を行い、有効であるとする回答が参加者全員の過半数となることを目標とする。</p> <p>【目標(値)：参加者の50%超】 【目標年度：平成22年度】</p> <p>また、各府省の人事当局にもアンケートを行い、当研修に対する要望等についても把握する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣重要政策研修</li> <li>・官民交流セミナー</li> <li>・新任管理者合同セミナー</li> <li>・新任管理者基本セミナー</li> <li>・人事及び労務管理者啓発課程等</li> </ul>
	職員の福利厚生の推進 職員の健康の保持増進等 対策の実施		<p>講演会等の参加者に対し、コストを意識した上での有効性についてアンケート調査を行い、有効であるとする回答が参加者全体の過半数となることを目標とする。</p> <p>【目標：50%超】 【目標年度：平成22年度】</p> <p>また、参加者が所属する各府省等の福利厚生関係当局にもアンケートを行い、当講演会等に対する要望等についても把握する。</p> <p>健康管理者設置機関(本省、出先機関等を単位)において、管理監督者に対する研修等を通じたメンタルヘルスに関する意識の徹底を行っている割合</p> <p>【目標：90%以上】 【目標年度：平成22年度】 【現況：81.7%(20年度)】</p> <p>能率増進計画(国家公務員福利厚生基本計画)の見直しの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理に関する意識啓発講演会</li> <li>・管理監督者のためのメンタルヘルスセミナー</li> <li>・職場の安全管理に関する啓発講習会等</li> </ul> <p>【一般職国家公務員における長期病休者のうち精神・行動の障害者数及び全職員に対する割合】 平成20年度：3,922人(1.39%)</p>





分野	施策 (主要な政策)		政策の有効性等を測定するために用いる情報					
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及び 目標年度の設定 についての考え方	参考となる指標 その他の参考と なる情報
行政改革・行政運営	国の行政組織等の減量・効率化		国の行政組織等の減量・効率化の実施状況	P	減量・効率化方針を策定	22年度	事業仕分けの結果及び「新たな情報通信戦略」(平成22年5月11日IT本部決定)に沿って今後具体化される取組を踏まえた業務見直しを反映し、方針を策定	
				P	上記方針に定めた目標の達成	25年度		
	行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用		意見公募手続等における国民の意見の十分な考慮及び利用の拡大	C	意見提出期間を30日未満とする真にやむを得ない理由があるものを除き、全てにおいて30日以上確保を目指す(100%)	22年度	命令等を定める過程における公正の確保・透明性の向上を図るという制度の趣旨から、意見の公募状況について、全体の傾向を把握し、制度趣旨の周知・徹底につなげていくものである。 【指標の現況】 ○意見提出期間が30日以上確保されている割合:90.5%(20年度) ○e-Govを通じたパブリックコメントのアクセス件数:1,530万件(前年度比2.7%増)(21年度)	意見公募手続等の施行状況調査結果  ○意見提出期間を30日未満とした理由 ○意見考慮期間(意見提出期間終了から命令等の公布・決定までの期間) ○提出意見を考慮した結果、提出意見が反映された案件の割合 ○意見公募に対する提出意見数 ○意見公募1件当たりの提出意見数(各年度、案件によっては、提出意見数
				C	e-Govを通じたパブリックコメントのアクセス件数の前年度比増	22年度		

分野	施策 (主要な政策)		政策の有効性等を測定するために用いる情報					
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及び 目標年度の設定 についての考え方	参考となる指標 その他の参考と なる情報
行政改革・行政運営					(21年度における20年度比2.7%増と同程度)を目指す		※上記のアクセス件数は、パブコメ全体に係るものであり、任意の意見公募等を含む。なお、意見公募手続の利用の拡大については、より詳細なアクセス件数の把握も含め、より効果的な把握方法について検討することとしている。	が突出して多いものもあることに留意) ※ 指標は、各行政機関の運用状況を示すものである。
				C	命令等の公布・決定等と同時期の結果公示の徹底を目指す (100%)	22年度	提出意見が多く事務作業が膨大となる場合であっても、法の趣旨に鑑み、必要に応じて、提出意見を整理又は要約するなどの工夫により、適切かつ効率的に結果公示を実施。 【指標の概況(20年度)】 ○命令等の公布・決定等から結果公示までの期間	

分野	施策 (主要な政策)		政策の有効性等を測定するために用いる情報					
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及び 目標年度の設定 についての考え方	参考となる指標 その他の参考と なる情報
行政改革・行政運営							結果公示を先に 実施：9.6% 同日：49.3% 1日：9.9% 2～4日：8.6%	
			審査請求の迅速な処理の推進	C	6か月以内に審査請求が処理された件数の割合を現況より増加させることとし70%を目指す	22年度	迅速な事務処理の促進の観点から、審査請求について、個別の事案に応じて事務処理に要する期間が異なることに留意しつつ、全体の傾向を把握し、期間の短縮化を目標とするもの。 【指標の現況(20年度)】 ○審査請求の処理期間 3か月以内：40.2% 3～6か月：16.7% 1年超：8.5%	行政不服審査法等の施行状況調査結果  ※ 指標は、各行政機関の運用状況を示すものである。
C	審査請求の処理期間が1年を超える件数を現況より減少させることとし5%を目指す	22年度						

分野	施策 (主要な政策)		政策の有効性等を測定するために用いる情報					
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及び 目標年度の設定 についての考え方	参考となる指標 その他の参考と なる情報
行政改革・行政運営	国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用		延長等手続を採ることなく、開示請求から30日以内に開示決定等がされたものの割合	C	行政機関及び独立行政法人等について、前年度値より増加	22年度	行政機関等の保有する情報の迅速な開示の観点から、原則的な開示期限である30日以内に開示決定等がされたかについて把握。 【指標の現況(20年度)】 ・行政機関 89.9% ・独立行政法人等 87.4%	開示請求件数  開示決定等件数  ※法が改正された場合は目標値を見直す。
			個人情報の適切な管理のための監査実施率	C	行政機関及び独立行政法人等について、前年度値より増加	22年度	「個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」(H16年総管情第84号・85号)等に則り、適時に監査を実施しているかについて把握。 【指標の現況(20年度)】 ・行政機関 97.5% ・独立行政法人等 87.9%	教育研修の回数

分野	施策 (主要な政策)		政策の有効性等を測定するために用いる情報					
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及び 目標年度の設定 についての考え方	参考となる指標 その他の参考と なる情報
行政 改革 ・ 行政 運営			個人情報の漏 えい等事案の 件数	C	行政機関及 び独立行政 法人等につ いて、前年 度件数より 減少	22年度	行政機関等におけ る個人情報の適切 な管理の観点から、 個人情報の漏えい 等の発生件数につ いて、前年度より減 少しているかにつ いて把握。  【指標の現況(20 年度)】 ・行政機関 473 件 ・独立行政法人等 2,456 件	

平成 22 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 22 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報					
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方	参考となる指標 その他の参考と なる情報
行政 改革 ・ 行政 運営	<p><b>【政策3】</b> 行政評価等による行政制度・運営の改善</p> <p><b>【基本目標】</b> 政策評価の推進、行政評価・監視の実施、行政相談の推進及び年金記録に関するあっせん等の実施により、各府省における行政制度・運営の改善を図る。 特に、22年度以降は、「行政評価等プログラム」に盛り込まれた行政評価機能の抜本的機能強化方策の実効を図るとともに、年金記録に関するあっせん等の実施について、国民の立場に立って、公平な判断を示し、国民の正当な権利の実現等を図る。</p> <p><b>【評価方式】</b> 実績評価方式</p>	政策評価の推進	各府省が作成した評価書について、評価の過程で使用したデータ又はその所在情報の記載率	P	100%	23年度	政策評価の外部検証可能性を確保するため。	<b>【指標の現況】</b> 22年度に実施される評価を対象に現況を把握
			実績評価における目標の達成度合いの判定基準及び判定根拠の明示	P	全府省における導入  〔政策達成目標明示制度の試行に併せて実施〕	22年度中	評価の判定結果を国民に分かりやすい形で論理的に示す必要があるため。	<b>【指標の現況】</b> 文部科学省及び農林水産省の2省が明示
			法制度の見直し時期到来時における評価の実施率	P	法制度の見直し時期到来時における評価の実施方針を確立  100%	22年度中  23年度以降	評価の必要性の高い対象政策の重点化が必要であるため。	<b>【参考指標】</b> 政策評価による政策の改善・見直し率

分野	施策 (主要な政策)		政策の有効性等を測定するために用いる情報						
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及び 目標年度の設定 についての考え方	参考となる指標 その他の参考と なる情報	
行政 改革 ・ 行政 運営	【評価実施年度】			再評価を通じた 公共事業等の 休止・中止に 係る残事業費 の明示	P	全体状況の 公表	22年度以 降	公共事業等の再 評価による成果 を示す必要があ るため。	
	H20	実施済							
	H21	—							
	H22	○							
	H23	—							
H24	○								
(第3期基本計画期間中)		政策達成目標 明示制度への 確実な対応	P	政策評価制 度と政策達 成目標明示 制度との適 切な役割分 担・連携・ 補完の関係 の確立	22年度中	政策達成目標明 示制度への確実 な対応が必要で あるため。			
								本格導入	23年度



分野	施策 (主要な政策)		政策の有効性等を測定するために用いる情報					
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方	参考となる指標 その他の参考と なる情報
行政改革・行政運営			客観性担保評価活動の的確な実施状況	P	租税特別措置等に係る政策評価について、22年度税制改正大綱の政策税制措置の見直しの指針(「6つのテスト」)に照らして行われる租税特別措置等の見直し等に資する評価となっているかどうか厳格に点検を行い、税制改正作業に対し、適時に提供	22年度以降	租税特別措置等に係る政策評価について、厳格に点検を行うとともに、点検結果を毎年度の税制改正作業に対し、適時に提供するため。	

分野	施策 (主要な政策)		政策の有効性等を測定するために用いる情報					参考となる指標 その他の参考となる情報	
			下位レベルの施策	あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及び 目標年度の設定 についての考え方
行政改革・行政運営	行政評価局調査の実施		行政評価局調査の迅速かつ的確な実施の状況	P	平成22年度新規着手テーマについて、それぞれのねらいに応じた適期に勧告等を行えるように進行管理を行うこと(詳細は別紙参照)	22年度	「行政評価等プログラム」において平成22年度新規着手テーマとして選定された7テーマごとに、同プログラムで示された「行政評価局調査」機能に係る取組の方向性も踏まえ、それぞれのテーマのねらいに応じた適期に勧告等を行えるように進行管理を行うことを明らかにした。また、「行政評価局調査」機能の実効性をより掘り下げて検証するため、関係府省における政策への反映の状況等の把握に併せて、行政運営の効率化・適正化等に係る効果を可能な限り定量的に把握することとした。		
			行政評価局調査に係る勧告等に基づく、関係府省の政策への反映、行政制度・運営の見直し・改善の状況	C	行政運営の効率化・適正化等に係る効果を可能な限り定量的に把握すること	22年度			

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報					
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方	参考となる指標 その他の参考と なる情報
行政 改革 ・ 行政 運営		行政相談の推進	行政評価局(管 区行政評価局 及び行政評価 事務所を含 む。)受付の相 談件数のうち の苦情件数	P	21年度比 約1割(200 件)増	(22年度)	22年5月に決定 した「行政相談 委員との協働の充 実及び行政相談 機能向上のため のアクションプ ラン」は、行政相 談事案等の処理 の充実・向上を図 るものであり、こ れによる重視す べき成果につい ての目標を設定 したもの。 なお、これらは、 行政相談業務に ふさわしい数値 目標のあり方を、 今後6か月程度 を目途に、民間の 実情等も踏まえ て研究すること としたことにか んがみ、暫定的な 数値目標である。	【指標の現況】 21年度速報値 2,061件
			中央・地方の行 政苦情救済推 進会議の審議 案件数	P	21年度比 約4割(8 件)増	(22年度)		【指標の現況】 21年度21件
			行政相談委員 が管区行政評 価局又は行政 評価事務所に 処理協力を求 めた相談件数	P	21年度比 約5%(50 件)増	(22年度)		【指標の現況】 21年度速報値 981件
			行政相談委員 法第4条に基 づく意見の提 出件数	P	21年度比 約1割(15 件)増	(22年度)		【指標の現況】 21年度147件

分野	施策 (主要な政策)		政策の有効性等を測定するために用いる情報					参考となる指標 その他の参考となる情報
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及び 目標年度の設定 についての考え方	
行政改革・行政運営	年金記録に関するあっせん等の実施  当該業務について、早期にめどを付けるべく、厚生労働省の年金記録回復委員会における年金記録問題への対応方策の検討に協力するとともに、今後の年金記録確認体制の検討に向けた厚生労働省との調整を図り、これら方策の具体化の内容に応じ、所要の措置を講ずる。なお、年金記録確認第三者委員会が存続する間においては、年金記録に関するあっせん等の実施に当たっては、当面、右記(目標欄)に掲げた処理方針により、処理の促進を図る。		今後の年金記録確認体制の検討に向けた厚生労働省との調整の推進	P	第三者委員会の業務について早期に目途を付けること及び今後の年金記録確認体制の在り方について、結論を得る(厚生労働省と協議)	22年度	現在、行政評価局においては、年金記録確認第三者委員会の事務局を担っており、国民からの申立ての迅速かつ的確な処理を促進するため、調査等の要員を当該業務にシフトして取り組んでいることから、行政評価機能の強化方策の適切かつ効果的な実施に当たっては、当該業務について、早期に目途を付けることが不可欠	【指標の現況】 ・行政評価局の22年度末定員のうち、約5割が第三者委員会に従事 ・22年6月1日時点において、総申立件数の約8割を処理済み
					回復委員会への協力(データ提供等)の推進	22年度		

分野	施策 (主要な政策)		政策の有効性等を測定するために用いる情報					
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方	参考となる指標 その他の参考と なる情報
行政改革・行政運営			年金記録に関するあっせん等の実施	P	21年度に年金受給者から申し立てられた事案について、優先的に処理の促進を図る	22年度	第11回年金記録確認中央第三者委員会基本部会(21年12月24日)において、原口総務大臣から年金記録確認第三者委員会に対して、「平成21年度に年金受給者から申し立てられた事案について、優先的に処理の促進を図るとともに、20年度に申し立てられた加入者からの事案についても、早急に処理を進める」よう依頼が行われた。  (参考) 20年度に年金受給者(無年金者を含む。)から申し立てられた事案については、遅くとも21年中を目途に処理を終える。	【指標の現況】 22年6月1日時点において、 ・20年度に受け付けた申し立てについて、99.9%処理。 ・21年度に受け付けた受給者に係る申し立てについて、59.9%処理

(別紙)

## 【政策評価（統一性・総合性確保評価）】

## 児童虐待の防止等に関する政策評価（総合性確保評価）

本政策評価は、児童虐待の防止等に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものである。平成 22 年度においては、年内に実務者を対象として実施するアンケート調査の結果公表を行う。なお、評価結果については、平成 24 年度予算編成に資するようなタイミングで取りまとめ、必要な勧告等を行う。

## 法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政策評価（総合性確保評価）

本政策評価は、法曹の養成に関する政策の現状及び効果の発現状況等を調査・分析し、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価することにより、法曹養成制度の見直しに資するために実施するものである。本政策評価については、平成 22 年 5 月に政務官主宰の研究会を設置し、調査・評価の在り方、方法等を検討する。その結果を踏まえ、平成 23 年 1 月を目途に調査を開始する。なお、評価結果については、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成 14 年法律第 139 号）附則第 2 条の規定に基づく検討（法施行後 10 年経過時）に資するようなタイミングで取りまとめ、勧告等を行う。

## 【行政評価・監視】

## 職員研修施設に関する調査

本調査は、多種多様な各府省の研修施設の概況を明らかにするとともに、行政運営の効率化・適正化を図る観点から、研修施設における研修の実施状況や施設の活用状況等を把握し、その見直しに資するために実施するものである。このため、平成 23 年度予算編成に反映できるようなタイミングで調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

## 国の行政機関の法令等遵守（会計経理の適正化等）に関する調査

本調査は、平成 21 年 3 月に総務省が勧告した「国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査」のフォローアップ（9 月）について、依然として国の行政機関等における不適正な会計経理の指摘があることを踏まえ、これを 6 月に前倒しで行うとともに、各府省における不適正な会計経理防止対策等の実施状況を追加調査し、国の行政機関の法令等遵守（会計経理の適正化等）に資するために実施するものである。このため、平成 22 年 4 月から調査を開始し、6 月末を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。さらに、この調査結果を踏まえ問題があると考えられる場合には、必要に応じて追加調査の実施を検討する。

**検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査**

本調査は、検査検定制度及び資格制度の全体像を明らかにするとともに、検査への対応や資格取得における受検料、受講料などの負担状況等を把握し、その軽減を図るために実施するものである。このため、平成22年7月から調査を開始し、各府省における早期の制度の見直しに資するよう、年度内に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視**

本行政評価・監視は、高度経済成長期に集中的に整備された国及び地方公共団体等が維持管理する社会資本ストックの現状等を把握するとともに、ライフラインとなっている社会資本、国民の安全・安心にかかわる社会資本を中心に、効率的・効果的な維持管理及び更新等の在り方について検討するものであり、平成22年7月から本省による概況調査を、12月から管区行政評価局等を動員した実地調査を開始する。なお、調査結果については、平成24年度予算編成に資するようなタイミングで取りまとめ、勧告等を行う。

**公共職業安定所における職業紹介等に関する行政評価・監視**

本行政評価・監視は、公共職業安定所における求人開拓及び職業紹介の実施状況、未充足求人対策の実施状況、NPO等との連携状況、市場化テストの実施状況を調査し、公共職業安定所における労働力需給調整機能の強化及び雇用のミスマッチの縮小に資するために実施するものであり、平成22年12月から実地調査を開始する。なお、調査結果については、現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、平成23年度のできるだけ早期に取りまとめ、勧告等を行う。

平成 22 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 22 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)		評価を行うに当たっての主な観点	参考										
	下位レベルの施策													
地方 行政 財政	<p><b>【政策 4】</b> 地域主権型社会の確立に向けた地方行政体制整備等</p> <p><b>【基本目標】</b> 地域主権型社会の確立に向けた地方制度・地方行政体制の整備等を推進する。</p> <p><b>【評価方式】</b> 総合評価方式</p> <p><b>【評価実施年度】</b></p> <table border="1"> <tr><td>H20</td><td>-</td></tr> <tr><td>H21</td><td>実施済</td></tr> <tr><td>H22</td><td>-</td></tr> <tr><td>H23</td><td></td></tr> <tr><td>H24</td><td>-</td></tr> </table> <p>(第 3 期基本計画期間中)</p>		H20	-	H21	実施済	H22	-	H23		H24	-	<p>地方自治法の抜本改正</p> <p><b>【目標】</b> 地域主権の確立を目指し、地方行財政検討会議において、中期的に地方自治法の抜本的な見直しについて検討を進め、成案が得られた検討結果を地方自治法改正案として取りまとめ、順次、国会に提出していく。更に、地方分権改革推進委員会の第 2 次勧告等で指摘されている地方自治法における義務付け・枠付けを積極的に見直す。(40 条項)</p> <p><b>【現状】</b> 前倒しとして、今国会に地方自治法の一部を改正する法律案を提出。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員定数の法定上限の撤廃</li> <li>・議決事件の範囲の拡大</li> <li>・地方分権改革推進計画に基づく義務付けの撤廃(30 条項) 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方分権改革推進法等に基づく地方分権の推進の状況</li> <li>・地方分権改革推進委員会(第 3 次勧告)</li> <li>・地域主権戦略会議の審議状況</li> <li>・地方行財政検討会議における検討状況</li> </ul>
	H20	-												
H21	実施済													
H22	-													
H23														
H24	-													
	<p>基礎自治体の行財政基盤の強化</p>		<p>地方公共団体の組織及び運営についての自由度の拡大の具現化</p> <p><b>【目標】</b> 効率的な行政運営や多様な市町村の事務の補完を可能とするため、行政機関等の共同設置を可能とする地方自治法改正案を提出しており、成立後は市町村で活用を図るよう、周知徹底していく。</p> <p><b>【現状】</b> 事務の共同処理の件数 (平成 20 年 7 月 1 日現在)</p> <table border="0"> <tr><td>事務の委託</td><td>5,109 件</td></tr> <tr><td>一部事務組合</td><td>1,664 件</td></tr> <tr><td>機関等の共同設置</td><td>407 件</td></tr> <tr><td>協議会</td><td>284 件</td></tr> <tr><td>広域連合</td><td>11 件</td></tr> </table>	事務の委託	5,109 件	一部事務組合	1,664 件	機関等の共同設置	407 件	協議会	284 件	広域連合	11 件	<p>市町村合併の件数 642 件</p> <p>合併後の市町村数 1,727 市町村</p> <p>合併補助金を活用した事業数 585 件</p> <p>(平成 22 年 3 月 31 日現在)</p>
事務の委託	5,109 件													
一部事務組合	1,664 件													
機関等の共同設置	407 件													
協議会	284 件													
広域連合	11 件													



分野	施策 (主要な政策)		評価を行うに当たっての主な観点	参考
	下位レベルの施策			
地方 行 財 政	住民基本台帳制度の充実強化		<p>住民票の写し等の交付に係る住民の利便性の向上</p> <p>【目標】 コンビニエンスストアにおいてキオスク端末を利用した住民票の写し等を交付するサービスについて、市区町村の導入を推進し、平成 22 年度に新たに 20 団体の導入を目指す。</p> <p>【現状】 導入団体(4 団体)及び発行枚数(平成 22 年 4 月末現在) ・東京都渋谷区 195 枚 ・東京都三鷹市 132 枚 ・千葉県市川市 487 枚 ・福島県相馬市 26 枚</p> <p>住民基本台帳法関係法令改正の効果(閲覧件数の変化等)</p> <p>【目標】 請求時における本人確認を厳格化するなど、個人情報保護に十分留意した住民基本台帳の閲覧・交付制度の運用を促す。</p> <p>【現状】 住民基本台帳の閲覧件数(平成 18 年 11 月 1 日施行) 平成 17 年度: 1,029,849 件 平成 18 年度: 774,401 件 平成 19 年度: 61,735 件 平成 20 年度: 90,428 件 住民票等の写しの交付件数(平成 19 年 5 月 1 日施行) 平成 17 年度: 75,029,921 件 平成 18 年度: 74,090,555 件 平成 19 年度: 71,057,478 件 平成 20 年度: 66,500,770 件</p>	

分野	施策 (主要な政策)		評価を行うに当たっての主な観点	参考
	下位レベルの施策			
地方 行 財 政	地方行革の推進		<p>地方公共団体における行政改革の取組状況</p> <p>【目標】 各地方公共団体の集中改革プランの取組を平成 22 年度に総括するとともに、今後の自主的な地方行革に資するべく情報提供等を実施。</p> <p>【現状】 集中改革プランは、平成 17～21 年度の 5 年間の計画であり、現在フォローアップ調査を実施中。</p>	<p>地方行革については、地方公共団体の自主的かつ不断の取組が期待される。</p> <p>【集中改革プランにおける取組】 (H17.4.1～H22.4.1) 地方公務員の純減目標 6.4% 地方公務員の純減率 (H21.4.1 現在) 6.2% 国家公務員の純減目標 5.7%</p>
	地方公務員制度の整備・充実		地方公務員数の推移	地方公共団体において、地方公務員数の抑制に着実に取り組み、積極的な行政改革の推進に努めるよう促す。
			ラスパイレス指数の状況	公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう促す。

分野	施策 (主要な政策)		評価を行うに当たっての主な観点	参考
	下位レベルの施策			
地方 行 財 政			給与制度・運用の適正化状況	各地方公共団体において、住民の理解と納得を得るため、給与の適正化に取り組むよう促す。
			人事委員会勧告における地域民間給与の反映等の状況	
			給与情報等公表システムによる公表状況 【目標】 各地方公共団体において、給与情報等公表システムによる給与・定員管理に関する情報の公表が実施され、当該情報について透明性が確保されるとともに団体間の比較・分析が可能となるよう促し、平成 23 年度の実施率 100%を目指す。 【現状】 1,803 団体 (97.7%) (平成 21 年 4 月 30 日現在)	
			地方公共団体の人事制度改革の状況(任期付採用の実施団体) 【目標】 公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう促す。 【現状】 214 団体 (11.6%) (平成 21 年 4 月 1 日現在)	
			人材育成基本方針の策定状況 【目標】 各地方公共団体において、求められる職員像、人材育成の方策等を明確にした人材育成基本方針の策定を促し、平成 23 年度の策定率 90%を目指す。 【現状】 1,579 団体 (85.5%) (平成 21 年 4 月 1 日現在)	

平成 22 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 22 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)		評価を行うに当たっての主な観点	参考										
	下位レベルの施策													
地方 行 財 政	<p><b>【政策 5】</b> <b>地域力創造</b></p> <p><b>【基本目標】</b> 地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援する。</p> <p><b>【評価方式】</b> 総合評価方式</p> <p><b>【評価実施年度】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>H20</td> <td>実施済</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>(第 3 期基本計画期間中)</p>	H20	実施済	H21	—	H22	○	H23	—	H24	○	緑の分権改革の推進	<p>緑の分権改革の取組状況</p> <p><b>【目標、目標年度：緑の分権改革に取り組む地方公共団体数を平成 22 年には 400 団体、平成 26 年には 800 団体、平成 32 年には 1400 団体とする。】</b></p> <p><b>【現況：251 団体(平成 22 年 3 月現在)】</b></p>	地域のクリーンエネルギー、食料、歴史文化資産、人、資金などを最大限活用し(市民共同で設置する小規模発電所、食のブランド化、地域の伝承、地域の文化資産等によるまちづくり等)、地域の自給力と創富力(富を生み出す力)を高める。
		H20	実施済											
		H21	—											
H22	○													
H23	—													
H24	○													
定住自立圏構想の推進	<p>定住自立圏の取組状況</p> <p><b>【目標、目標年度：平成 22 年に定住自立圏の圏域数を 60 圏域とする。(平成 32 年に定住自立圏を形成する地方公共団体数を 600 団体とする。)】</b></p> <p><b>【現況：29 圏域(平成 22 年 3 月現在)】</b></p>	都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしい地域振興を進めるため、圏域ごとに生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する定住自立圏構想を推進する。												
地方公共団体の地域づくりの支援	<p>都市・農山漁村の教育交流の実施状況</p> <p><b>【目標、目標年度：子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数について、平成 22 年度末に 80,000 人を目指す。】</b></p> <p><b>【現況：79,615 人(総務省の制度を活用した人数、平成 21 年度)】</b></p>	教育交流に向けた情報提供・気運醸成を図る。												

分野	施策 (主要な政策)		評価を行うに当たっての主な観点	参考
	下位レベルの施策			
地方 行 財 政			地域人材力活性化事業における人的支援の状況 【目標、目標年度：地域おこし協力隊員と集落支援員について、平成 22 年度末に合わせて 1,000 人を目指す。】 【現況：538 人（内訳：地域おこし協力隊員…89 名、集落支援員…449 名（平成 21 年度実績））】	人材力活性化プログラム等に基づき、人材力の活性化、ネットワーク・交流の強化、情報提供等を推進し、地域力創造の基本となる人材力の強化を図る。
	地方公共団体の国際化施策の推進		J E T プログラムの招致人数及び招致国数 【目標：地域レベルでの国際交流の推進に資する J E T プログラムの招致人数の前年並み確保を目指す。】 【現況：招致人数 4436 人 招致国数 36 か国(平成 21 年度)】	
			「地域における多文化共生推進プラン」の普及状況 【目標：「地域における多文化共生推進プラン」の普及促進により、多文化共生に関する計画指針等の制定団体数の 5% 増を目指す。】 【現況：多文化共生に関する計画・指針の策定状況 490 団体 多文化共生に関する条例の策定状況 24 団体（平成 22 年 4 月 1 日現在）】	
	地方公共団体が実施する地域振興施策の推進（中心市街地活性化、P F I 事業の支援）		地方公共団体における P F I 事業の実施方針公表数の推移 【目標：地方公共団体への制度内容の周知等によって、実施方針公表数について、30 件程度の確保を目指す。】 【現況：実施方針公表数 29 件（平成 20 年度実績）】	

分野	施策 (主要な政策)	評価を行うに当たっての主な観点	参考
	下位レベルの施策		
地方 行 財 政		中心市街地活性化に係る交付税措置の利用状況 【目標：地方公共団体への制度内容の周知等によって、交付税措置申請件数について、850 件程度の確保を目指す。】 【現況：交付税措置申請件数約 834 件（平成 17～21 年度実績平均値）】	
	過疎対策事業の推進	過疎補助事業により整備した交流施設の利用者数 【目標：1 施設あたりの平均利用者数を直近 3 ヶ年実績の平均以上とする。】 【現況：41 千人（平成 19 年度～平成 21 年度平均）】	交流施設の積極的な活用を促す。
		過疎地域集落再編整備事業によって整備した定住団地等の整備状況 【目標：定住促進のために定住団地等の整備の促進】 【現況：9 件（平成 20 年度実績）】	
	辺地に係る公共的施設の総合整備の促進	辺地数 【目標：辺地数の対平成 21 年度比▲1.0%を目指す（ただし、人口減によっても辺地の基準を満たさなくなることに留意が必要）。】 【目標年度：平成 22 年度】 【現況：辺地数 6,719(平成 21 年 3 月 31 日現在)】	辺地とその他の地域において住民の生活文化水準の著しい格差があるが、公共的施設の総合整備によりその地域格差が是正され、辺地数の減少に結びつくことから、辺地数の指標の状況により施策の有効性を測定するものである。

平成 22 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 22 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)		評価を行うに当たっての主な観点	参考										
	下位レベルの施策													
地方 行 財 政	<p><b>【政策 6】</b> 地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化</p> <p><b>【基本目標】</b> 地域主権型社会の確立に向け、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するとともに、地方財政の健全化を推進する。</p> <p><b>【評価方式】</b> 総合評価方式</p> <p><b>【評価実施年度】</b></p> <table border="1"> <tr><td>H20</td><td>実施済</td></tr> <tr><td>H21</td><td>実施済</td></tr> <tr><td>H22</td><td>○</td></tr> <tr><td>H23</td><td>○</td></tr> <tr><td>H24</td><td>○</td></tr> </table> <p>(第 3 期基本計画期間中)</p>	H20	実施済	H21	実施済	H22	○	H23	○	H24	○	地方財政計画等の策定	<p>地方財政計画の規模</p> <p><b>【目標】</b> 地方公共団体が行う事務・事業の実施に必要な財源を確保する。 <b>【現状】</b> 平成 22 年度地方財政計画の規模 82 兆 1,268 億円</p> <p>一般財源比率</p> <p><b>【目標】</b> 安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保する。 <b>【現状】</b> 平成 22 年度一般財源比率 63.0%程度</p> <p>地方債依存度</p> <p><b>【目標】</b> 歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。 <b>【現状】</b> 平成 22 年度地方債依存度 16.4%程度</p> <p>借入金残高</p> <p><b>【目標】</b> 借入金残高の適正化に努める。 <b>【現状】</b> 平成 22 年度末見込み 200 兆円程度</p> <p>平成 23 年度地方財政計画策定のために実施した地方財政対策</p> <p><b>【目標】</b> 地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するため、地方の財源不足額について、適切な補てん措置等を講じる。 <b>【現状】</b> 平成 22 年度に補てんした財源不足額 18 兆 2,168 億円</p> <p>地方債計画における公的資金の規模及び地方公共団体金融機構の充実</p> <p><b>【目標】</b> 地方債計画における所要の公的資金の規模を確保するとともに、地方公共団体金融機構の仕組みを、財務基盤を含め充実する。 <b>【現状】</b> 平成 22 年度地方債計画の規模 15 兆 8,976 億円</p>	
		H20	実施済											
		H21	実施済											
		H22	○											
		H23	○											
		H24	○											
		地方公共団体財政健全化法の円滑な施行	<p>健全化判断比率等の状況</p> <p><b>【目標】</b> 健全化判断比率等の状況を踏まえ、地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を促進する。 <b>【現状】</b> 平成 21 年度末現在の財政健全化計画等の策定団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政健全化計画 21 団体</li> <li>・財政再生計画 1 団体</li> <li>・経営健全化計画 42 団体 (53 会計)</li> </ul>											
		地方公営企業等の経営改革の推進												

平成 22 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 22 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	評価を行うに当たっての主な観点	参考
地方 行 政	<p><b>【政策 7】</b>  <b>地域主権型社会を担う地方税制度の構築</b></p> <p><b>【基本目標】</b>            社会経済情勢等を踏まえ、地域主権型社会を担う地方税制度の構築を推進する。            具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方が自由に使える財源を拡充するという観点から、国・地方間の税財源の配分のあり方を見直すこと</li> <li>・税の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系の構築</li> <li>・地方税負担軽減措置等の整理等を目指す。</li> </ul> <p><b>【評価方式】</b>            総合評価方式</p>	地方税に関する制度の企画及び立案、国・地方間の税財源の配分のあり方を見直すこと	国・地方間の税財源配分 <b>【目標】</b> 地方が自由に使える財源の拡充 <b>【現状】</b> 国：地方＝54.1：45.9（平成 20 年度）	
			地方税収の人口一人当たり税収額指数 <b>【目標】</b> 偏在性の縮小、税収の安定性の向上 <b>【現状】</b> 地方税収の格差 3.0 倍（平成 20 年度） 〔地方法人二税 6.6 倍（平成 20 年度） 地方消費税 1.8 倍（平成 20 年度）〕	
			地方税収の推移	
			歳入総額に占める地方税の割合の推移 <b>【目標】</b> 歳入総額に占める地方税の割合の拡充 <b>【現状】</b> 42.9%（平成 20 年度）	
			都道府県税及び市町村税の税収構成比 地方税の滞納額（累計）の推移	



分野	施策 (主要な政策)		評価を行うに当たっての主な観点	参考
		下位レベルの施策		
地方 行 財 政	【評価実施年度】		地方税負担軽減措置等の整理 【目標】 ・平成 22 年度税制改正以後 4 年間で、全 286 項目（平成 22 年度税制改正時点）について抜本的に見直す。 ・平成 23 年度税制改正においても、平成 22 年度税制改正と同様、大幅な整理を目指す。 【現状】平成 22 年度税制改正で見直しの対象とした 90 項目のうち、47 項目（5 割以上）を廃止（サンセット含む）	
	H20	実施済		
	H21	実施済		
	H22	○		
	H23	○		
	H24	○		
(第 3 期基本計画期間中)				

平成 22 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 22 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報															
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及び 目標年度の設定 についての考え方	参考となる指標 その他の参考と なる情報										
選挙 制度 等	<p><b>【政策 8】</b> 選挙制度等の適切な運用</p> <p><b>【基本目標】</b> 選挙制度、政治資金制度及び 政党助成制度等を適切に運用し、民主政治の健全な発達 に寄与する。</p> <p><b>【評価方式】</b> 実績評価方式</p> <p><b>【評価実施年度】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>H20</td> <td>実施済</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>(第 3 期基本計画期間中)</p>	H20	実施済	H21	—	H22	—	H23	○	H24	—	選挙制度等に係る調査研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在外選挙人登録の促進のための在外選挙の制度改善についての検討</li> <li>・区割審議会における衆議院小選挙区の区割り改定作業に向けた調査研究</li> <li>・インターネットによる選挙運動に係る論点整理</li> <li>・永住外国人の地方参政権付与に係る論点整理</li> </ul>				選挙の管理執行等から明らかになった問題に対して、調査検討を行い、社会のニーズ等へ対応	
	H20	実施済																
H21	—																	
H22	—																	
H23	○																	
H24	—																	

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報					
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及び 目標年度の設定 についての考え方	参考となる指標 その他の参考と なる情報
選挙 制度 等		選挙等の管理執行及び普及 宣伝	在外選挙人名 簿登録者数		110,000人 (※)	23年度	在外選挙制度の 周知や在外選挙 人登録の促進	※新制度までの 暫定的な目標
			スーパー、駅構 内等における 期日前投票所 数		100箇所	23年度	投票への参加機 会の増加・利便性 の確保	
			投票所入り口 段差解消割合		100% ※人的介助 含む	23年度	高齢者、障がい者 の方が投票しや すい環境作り	
			点字・音声情報 媒体による「選 挙のお知らせ 版」の発行につ いて(都道府県 単位)		点字版 100% 音訳版 100%	23年度		
			投票所入場券 バーコード化		65%以上	23年度	選挙管理執行事 務の効率的な処 理	22参選後に投 開票事務にかか る効率化等に取り 組んでいる団 体数の把握と、今 後の数値目標の 設定を行う
			投票用紙計数 機導入状況		95%以上	23年度		

分野	施策 (主要な政策)		政策の有効性等を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考となる情報	
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及び 目標年度の設定 についての考え方
	下位レベルの施策							
選挙制度等		政治資金・政党助成制度の適切な運営	総務大臣届出政治団体の収支報告書提出率(収支報告書公表率)		政党(支部含む)、政治資金団体、国会議員関係政治団体については、提出率100% (政治団体全体では、過去3ヵ年平均(85.1%以上)を確保)	23年度	政治資金収支報告書の提出状況に関し、特に国民の関心の高いと考えられる政党、政治資金団体、国会議員関係政治団体の提出率について目標を設定する。また、全体としては例年と同水準の提出率を確保することを目指す。	

平成 22 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 22 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	評価を行うに当たっての主な観点	参考										
電子政府・電子自治体	<p><b>【政策 9】</b> 電子政府・電子自治体の推進</p> <p><b>【基本目標】</b> 行政分野への I T の活用により、国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上を図り、I T を活用した便利で効率的な電子行政の実現を目指す。</p> <p><b>【評価方式】</b> 総合評価方式</p> <p><b>【評価実施年度】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>H20</td> <td>実施済</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>(第 3 期基本計画期間中)</p>	H20	実施済	H21	—	H22	○	H23	—	H24	○	電子政府の推進	<p>最適化ガイドライン等に基づく各府省の業務・システム最適化に向けた取組において、最適化計画の策定・実施状況</p> <p><b>【目標(値) : 409 億円の経費削減効果】</b> <b>【目標年度 : 平成 22 年度】</b></p>	
		H20	実施済											
		H21	—											
H22	○													
H23	—													
H24	○													
<p>国民・企業の利用頻度が高い申請・届出等手続(71 手続)に重点化したオンライン化の利用率</p> <p><b>【目標(値) : 72%】</b> <b>【目標年度 : 平成 25 年度】</b> <b>【現況 : 50.6% (20 年度末)】</b></p> <p>費用対効果等を踏まえ、真に利便性の高い行政サービスのオンライン利用の行動計画の策定</p>	<p>平成 22 年 5 月に「新たな情報通信技術戦略」(IT 戦略本部決定)が策定され、「オンライン利用に関する計画を 2010 年度中に取りまとめる」とされている。</p>													
<p>電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数(利用件数)など</p> <p><b>【目標(値) : 1 億 9,668 万件】</b> <b>【目標年度 : 平成 22 年度】</b></p>														

分野	施策 (主要な政策)		評価を行うに当たっての主な観点	参考
	下位レベルの施策			
電子政府・電子自治体		地方公共団体の情報化の推進	自治体業務に係るクラウド導入に向けた行革可能性調査の実施状況 【目標：全ての地方公共団体】 【目標年度：平成22年度】 【現況：200団体程度に調査を実施中】	
			自治体業務に係るクラウド導入に向けた工程表策定の実施状況 【目標：全ての地方公共団体】 【目標年度：平成23年度】	
			自治体業務に係るクラウド導入の推進状況 【目標：個別システムで1/2～2/3程度、トータルで30%（1200億円/年）以上の経費削減効果】 【目標年度：平成27年度】 【現況：6道府県66市町村による開発実証を実施中】	
			バックオフィス連携による添付書類等の省略、プッシュ型サービスの実現に向けた取組状況 【目標：自治体間等の連携によるサービスの実現（平成26年メド）に向け、業務改革方針を策定】 【目標年度：平成23年度】	
			地方公共団体に対する申請・届出手続におけるオンライン利用の進捗状況 【目標：50%】 【目標年度：平成24年度】 【現況：27.6%（20年度）】 オンライン化動向や利用動向を踏まえ、利便性・効率性の観点から見直し	平成22年5月に「新たな情報通信技術戦略」（IT戦略本部決定）が策定され、「オンライン利用に関する計画を2010年度中に取りまとめる」とされている。

平成 22 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 22 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報															
			あらかじめ目標(値)を設定した指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及び目標年度の設定についての考え方	参考となる指標その他の参考となる情報										
情報通信(ICT政策)	<p><b>【政策 10】</b>  <b>情報通信技術の研究開発・標準化の推進</b></p> <p><b>【基本目標】</b>                      国民が ICT の真価を実感できるユビキタスネットワーク社会の実現に向けた情報通信技術の研究開発・標準化を推進する。</p> <p><b>【評価方式】</b>                      実績評価方式</p> <p>評価実施年度</p> <table border="1"> <tr><td>H20</td><td>実施済</td></tr> <tr><td>H21</td><td>実施済</td></tr> <tr><td>H22</td><td></td></tr> <tr><td>H23</td><td></td></tr> <tr><td>H24</td><td></td></tr> </table> <p>(第 3 期基本計画期間中)</p>	H20	実施済	H21	実施済	H22		H23		H24		情報通信技術の研究開発・標準化の推進					研究開発、国際共同研究開発等を推進する活動の成果を表す指標及び目標により本施策の進行管理をする。 なお、個々の研究開発課題の目標については、外部専門家による評価を受けているところ。	
		H20	実施済															
		H21	実施済															
H22																		
H23																		
H24																		
外部専門家による評価において、当初の見込み以上の成果があったと判定された課題の割合	P	80%	22 年度	研究開発・標準化の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発・標準化の推進に向けて実施した取組</li> <li>論文数</li> <li>特許出願数</li> <li>報道発表数</li> <li>技術移転件数</li> <li>国際電気通信連合 (ITU) インターネット技術の国際標準化組織 (IETF) 等の情報通信分野における重要な国際標準化機関において提案された標準の件数</li> </ul> 当該件数は情報通信分野の研究開発により得られた成果を国際標準に反映するなど標準化の推進について成果を測る指標。													
研究開発の成果に基づき、査読済論文発表、国内外の特許出願、あるいは国際標準提案を実施した課題の割合	P	80%	23 年度	外部専門家の評価に加え、研究開発・標準化の進展状況を定量的に評価・把握するため論文発表等の件数を指標として設定する。 なお、論文審査等に要する時間を考慮して、目標年度は研究開発終了 1 年後とする。														

ITU: International Telecommunication Union  
 IETF: Internet Engineering Task Force

平成 22 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 22 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報				参考となる指標その他の参考となる情報										
			あらかじめ目標(値)を設定した指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及び目標年度の設定についての考え方									
情報通信 (ICT政策)	<b>【政策 11】</b> <b>情報通信技術高度利活用の推進</b>  <b>【基本目標】</b> 社会・経済のICT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等によるICT利活用の促進により、ユビキタスネット社会を実現する。  <b>【評価方式】</b> 実績評価方式  評価実施年度 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>H20</td><td>-</td></tr> <tr><td>H21</td><td>-</td></tr> <tr><td>H22</td><td></td></tr> <tr><td>H23</td><td>-</td></tr> <tr><td>H24</td><td>-</td></tr> </table> (第3期基本計画期間中)	H20	-	H21	-	H22		H23	-	H24	-	ASP・SaaSの普及促進	ASP・SaaSの普及促進に資する、分野別ガイドライン等の策定数	P	分野別ガイドライン等を3つ以上策定し、ASP・SaaSの普及促進を図る。	24年度	世界最先端のブロードバンド環境が整備されているという我が国の強みを生かし、ICT利活用を推進していく上で極めて有効なツールであるASP・SaaSの安全・安心な利用環境を整備するため、ASP・SaaSの適用分野拡大を図るための分野別ガイドラインを策定するための調査研究、ASP・SaaSの利用高度化のための実証実験を行う。
		H20	-														
H21	-																
H22																	
H23	-																
H24	-																
コンテンツの流通促進	IPTVに係る技術の標準化状況	P	放送連携サービスに係るテレビ受信機の標準技術仕様の策定及び一般公開	24年度	高度な情報通信インフラを活用したデジタル・コンテンツの流通を促進するため、実証実験の目標達成度の指標により本施策の進行管理をする。目標は「知的財産推進計画2009」に基づくもの。  <b>【指標の現況】</b> ・放送連携サービスに係るテレビ受信機の技術要件をとりまとめ、実証実験を通じて有効性や課題点を検証し、それに基づき技術仕様の標準化を推進する。 ・配信側のコンテンツ加工技術仕様の技術要件の共通化を図り、実証実験を通じて有効性や課題点を検証し、それに基づき技術仕様の標準化を推進する。												
				P	配信側のコンテンツ加工標準技術の策定及び一般公開	24年度											



分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報				参考となる指標その他の参考となる情報
			あらかじめ目標(値)を設定した指標	区分	目標(値)	目標年度	
情報通信(ICT政策)		情報通信分野の人材育成	最先端ネットワーク技術を活用した遠隔教育システム(遠隔でのシステム開発演習環境の設定・管理等)の標準仕様の作成・公表についての目標達成度	P	高度 ICT 人材育成クラウドシステムの標準仕様の作成・公表	23 年度	ICT 技術を必要とする幅広い分野の専門家育成のための遠隔教育システムの標準仕様を作成・公表することにより、本システムの実用化を促進する。
				P	2 大学を中核とする地域で標準仕様に基づくクラウドシステムの共同利用開始	23 年度	
		ICT を利活用した新規サービスの創出支援	新たな ICT サービスの実用化・展開がなされたプロジェクト件数	P	実証を実施した全 54 件の新たな ICT サービスの実用化・展開	23 年度	医療・健康、地球温暖化対策、農業・地場産業、地域活動等の国家的課題に対して、新たな ICT サービスモデルを確立することにより諸課題の緩和を図る。
	広域連携による ICT 利活用の推進	地域情報化の普及進展状況	P	各分野ごとの ICT 利活用率(全国市町村のうち ICT 利活用を実施している市町村の割合)の倍増	25 年度	「新成長戦略」において、「光などのブロードバンドサービスの利用を更に進める」とされている。遠隔医療、児童・高齢者見守り、防災情報提供など、広域連携を前提とした実証事業を実施し、効果的・効率的な ICT の普及を図る。	

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報				参考となる指標その他の参考となる情報	
			あらかじめ目標(値)を設定した指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及び目標年度の設定についての考え方
情報通信(ICT政策)		行政業務システム連携による電子行政の推進 (地域情報プラットフォーム活用の推進)	住民の利便性の向上と行政の効率化の実現につながる業務システム間連携等による業務改革方針の策定状況	P	地域情報プラットフォームを活用した行政業務システム連携や民間事業者との連携による業務改革方針の策定	23年度	「新成長戦略」において、「行政の効率化を図るため、各種の行政手続の電子化・ワンストップ化を進める」とされている。 「原口ビジョン」において、「2013年(平成25年)に、国民本位の電子行政を実現」とされている。 地方公共団体間等や地方公共団体と民間事業者間における業務システム間連携による住民の利便性向上と行政効率化の実現を目指し、平成23年度までに業務システム間連携による業務改革等の検討・実証を行い、その後、関係機関と連携し、実現に向けた各種課題の解決等に取り組み、その実現につなげる。	
		行政業務システム連携による電子行政の推進(行政業務連携による添付書類削減方法の検証)	企業の利便性向上及び行政の効率化を実現する共通企業コードセンター(仮称)の仕様策定のための実証実験の進捗状況	P	共通企業コードセンター(仮称)の仕様の策定	23年度	経済界からの要望が強い添付書類削減による利便性向上の早急な実現を目指すと共に、24年度からの段階的運用開始を予定している政府共通プラットフォームのデータ連携機能の実装に当たり、本事業における検討状況を反映させるため。  【指標の現況】 22年度からの実証実験の実施に向けて検討中。	政府共通プラットフォームの整備スケジュール(「政府情報システムの整備の在り方に関する検討会」報告書 平成22年4月)  22年度 要求仕様の明確化 23年度 設計・開発に着手 24年度 段階的な運用開始

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報				参考となる指標その他の参考となる情報		
			あらかじめ目標(値)を設定した指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及び目標年度の設定についての考え方	
情報通信(ICT政策)		郷土(ふるさと)に根ざした携帯電話事業の創出	地域の課題解決に対するICTの寄与状況	P	ふるさとケータイ事業の構築(9箇所)	23年度	国民に広く浸透している携帯電話を活用し、地域の高齢者や子供の安心・安全(医療・介護・健康)をサポートするサービス等を行う「ふるさとケータイ」(地域を支援するMVNO)の創出を推進することにより、暮らしの安心・安全等の確保を図る。	左記の目標(値)は、NHK(総合)、在京キー5局等の場合	
				C	MVNO加入契約数を1.5倍増	23年度			
		情報バリアフリー環境の整備	字幕番組等の普及						本指標等は、「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」に定める字幕放送及び解説放送の普及目標(平成20年度から平成29年度まで)として定められているもの。平成22年度においてはこれらの達成に向けた取組を推進する。
				C	100%	29年度	・字幕付与可能な放送時間に占める字幕放送時間の割合		
				C	10%	29年度	・対象の放送番組の放送時間に占める解説放送時間の割合		
		ICTを使った「協働教育」の推進	教育分野におけるICT利用環境を整備するためのガイドライン(手引書)等の作成・公表についての目標達成度	P	児童数、校舎の形状、地理的条件等諸条件の異なる全国10校を実証校に指定。	23年度	「原口ビジョン」において、「デジタル教科書をすべての小中学校全生徒に配備(2015年)」及び「フューチャースクールの全国展開を完了(2020年)」とされている。教育分野におけるICT利用環境を整備するためのガイドライン(手引書)等を作成・公表することにより、フューチャースクールの全国展開及びデジタル教材(教科書)の普及を推進する。		
P	フューチャースクールのガイドラインの作成・公表			23年度					

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報				参考となる指標その他の参考となる情報
			あらかじめ目標(値)を設定した指標	区分	目標(値)	目標年度	
情報通信(ICT政策)		ICTによる地球温暖化対策の推進	ITU-Tの今期研究会期(21~24年度)標準化活動における我が国からの寄書提案数	P	ITU-T今期研究会期(21~24年度)中に、我が国からの寄書提案を20件以上提出する。	25年度	ICTの利活用は、地球温暖化対策に有効であるが、ICTによる地球温暖化対策の評価手法は世界的に未確立である。そのため、ITU-Tでは今期研究会期で当該評価手法等について、勧告化等(標準化)を行う予定である。 そこで、我が国はICTによる地球温暖化対策を推進するために、ITU-Tの活動に積極的に関与・貢献する必要がある。
		ICTの高度な利活用の推進・促進	ITS情報通信システムの活用による二酸化炭素排出量の削減効果の実証	P	2割	24年度	「原口ビジョン」において、ICTパワーによる二酸化炭素排出量10%以上の削減が目標とされており、ITS情報通信システムの活用による二酸化炭素排出量削減への有効性を調査・検証する。
		ICTの高度な利活用の推進・促進	テレワーカーが就業者人口に占める割合	C	2割 我が国におけるテレワーカーの就業者人口に占める割合は、2005年時点で10.4%と推計されている。	22年度	「IT新改革戦略」、「テレワーク人口倍増アクションプラン」に掲げる政府目標に沿って、様々な職場でテレワークの導入環境が確立されるよう、2010年末までを集中的な推進期間として、2005年比でテレワーカー人口比率の倍増を目指す。  【指標の現況】 調査の実施主体である国土交通省において、実施中【15.2%(20年)】

平成 22 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 22 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報					参考となる指標その他の参考となる情報										
			あらかじめ目標(値)を設定した指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及び目標年度の設定についての考え方											
情報通信(ICT政策)	<b>【政策 12】</b> <b>ユビキタスネットワークの整備</b>  <b>【基本目標】</b> 2011 年 7 月を目標として、ユビキタス(「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使える)なデジタル・ディバイドのないインフラ整備を推進する。  <b>【評価方式】</b> 実績評価方式  評価実施年度 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>H20</td><td>-</td></tr> <tr><td>H21</td><td>実施済</td></tr> <tr><td>H22</td><td>-</td></tr> <tr><td>H23</td><td>-</td></tr> <tr><td>H24</td><td></td></tr> </table> (第 3 期基本計画期間中)	H20	-	H21	実施済	H22	-	H23	-	H24		情報通信基盤の整備	ブロードバンド・ゼロ地域の解消	C	ブロードバンド世帯カバー率 98.8% (H21.3 時点。5,225 万世帯)を 100%(5,288 万世帯)にする。	22 年度	平成 21 年度第 1 次補正予算事業等により、平成 22 年度末にはブロードバンド・ゼロ地域の解消に見込みがたったところ、円滑かつ確実に、当該目標が達成できるよう関係事業等の進捗状況を管理する。	
		H20	-															
		H21	実施済															
H22	-																	
H23	-																	
H24																		
地域情報化政策の推進	地域情報化の普及進展状況	P	各分野ごとの ICT 利活用率(全国市町村のうち ICT 利活用を実施している市町村の割合)の倍増	25 年度	新成長戦略(平成 21 年 12 月 30 日閣議決定)において、「光などのブロードバンドサービスの利用を更に進める」とされている。遠隔医療、児童・高齢者見守り、防災情報提供など、ICT 利活用に関する優良事例や基礎データの収集、導入にあたっての課題の抽出・分析など、ICT の普及に向けた調査等を実施する。													
放送政策の推進	放送の普及及び健全な発達に寄与する放送政策の推進	P	マスメディア集中排除原則や表現の自由等に係る検討に必要な調査、分析等の実施による放送政策の補強・拡充	26 年度	第 174 回通常国会において審議中の放送法等の一部改正法案の附則において、マスメディア集中排除原則の制度の在り方等に関して、施行後 3 年以内に見直しを行うこととしている。	調査研究の結果の政策への反映状況												

分野	施策 (主要な政策)		政策の有効性等を測定するために用いる情報					
			あらかじめ目標(値)を設定した指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及び目標年度の設定についての考え方	参考となる指標その他の参考となる情報
情報通信(ICT政策)	我が国の放送方式の海外普及	地上デジタル放送方式検討国における我が国の地上デジタル放送方式の検討状況	P	我が国の放送方式の海外普及働きかけを南米諸国からアジア・アフリカ諸国等にも拡げてより広範囲に普及	23年度	我が国の地上デジタル放送方式の国際普及に向けた取組については、南米諸国を中心に、各国のニーズに対応できるシステムを開発し、働きかけを実施してきたところ。	我が国のデジタル放送方式の海外普及活動の状況	
	国際放送の強化	外国人向け映像国際放送の実施	P	国として必要な外国人向け映像国際放送の実施をNHKに要請し、所要の交付金を交付する。各国・地域の衛星放送やケーブルテレビなどを通じて、簡易な方法で受信ができる世帯数(H22.3時点1.25億世帯)を1.9億世帯まで増加させる。	25年度	我が国の対外情報発信力を強化するため、平成21年2月から新たな外国人向け映像国際放送を開始したところである。 平成20年4月に施行した放送法では、同法附則第12条により「施行後5年を経過した場合において、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」との規定に基づくものである。	委託協会国際放送の実施状況 調査研究の結果の政策への反映状況 BBCの視聴可能世帯数(H21.12時点2.95億世帯) CNNIの視聴可能世帯数(H21.4時点2.49億世帯)	

平成 22 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 22 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報															
			あらかじめ目標(値)を設定した指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及び目標年度の設定についての考え方	参考となる指標その他の参考となる情報										
情報通信 (ICT政策)	<p><b>【政策 13】</b>  <b>情報通信技術利用環境の整備</b></p> <p><b>【基本目標】</b>                      電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供の実現を推進するほか、ネットワークセキュリティの高度化等を推進する。</p> <p><b>【評価方式】</b>                      実績評価方式</p> <p>評価実施年度</p> <table border="1"> <tr><td>H20</td><td>-</td></tr> <tr><td>H21</td><td>-</td></tr> <tr><td>H22</td><td></td></tr> <tr><td>H23</td><td>-</td></tr> <tr><td>H24</td><td>-</td></tr> </table> <p>(第 3 期基本計画期間中)</p>	H20	-	H21	-	H22		H23	-	H24	-	電気通信事業における公正競争ルールの整備	電気通信市場における公正競争の確保・促進	P	固定通信・移動体通信・インターネット接続等を対象とした「電気通信事業分野における競争状況の評価」のとりまとめ、公表の実施	23 年度	評価結果等を踏まえ、公正競争ルールの整備の在り方に関する検討に資するため、電気通信事業分野における競争状況の評価の実施を目標として設定する。	電気通信事業の健全な発達及び低廉で多様・高度なサービスの提供の状況を間接的に測る、電気通信事業に関する多種多様な情報（電気通信事業者数の推移、ブロードバンド契約者数の推移、電気通信サービスの料金の推移）
		H20	-															
		H21	-															
H22																		
H23	-																	
H24	-																	
P	国内外の電気通信市場の同項及び既存の料金制度の在り方など、電気通信事業における料金算定等に関する調査研究の実施	22 年度	電気通信市場における一層の競争促進を図るために必要な省令改正等の具体的な政策検討に資するため、本調査の実施を目標として設定する。															
P	諸外国の電気通信番号の管理動向及び国内の管理制度の在り方など、電気通信番号の管理の在り方について調査研究を実施	22 年度	電気通信番号のひっ迫状況の緩和、電気通信番号の有効活用の促進に資するため、本調査の実施を目標として設定する。															

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報					
			あらかじめ目標(値)を設定した指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及び目標年度の設定についての考え方	参考となる指標その他の参考となる情報
			情報通信(ICT政策)	電気通信分野の消費者行政の推進	改正特定電子メール法の適切な執行	P	特定電子メール送信適正化業務委託先より報告される悪質な送信者等に対し警告メールを発出	
P	警告メールに従わない者に対する報告徴収等の実施(可能なものから随時)	22年度				迷惑メール問題解決のため、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第28条に基づく措置を目標として設定する。		
P	警告メールに従わない者への措置命令の発出(可能なものから随時)	22年度				迷惑メール問題解決のため、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第7条に基づく措置を目標として設定する。		
P	措置命令に従わない者への刑事告発(可能なものから随時)	22年度				迷惑メール問題解決のため、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第34条、第35条及び第37条に基づく措置を目標として設定する。		
P	迷惑メール対策に係る研究開発等の状況の公表等	22年度				迷惑メール問題解決のため、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第13条に基づく措置を目標として設定する。		



分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報					参考となる指標その他の参考となる情報
			あらかじめ目標(値)を設定した指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及び目標年度の設定についての考え方	
情報通信( ICT 政策 )			中小プロバイダ等によるインターネット上の違法・有害情報の削除等の促進	P	プロバイダ責任制限法・インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドラインの啓発、個別事案に対する相談等による事業者の適切な対応(違法・有害情報の削除等)の支援の実施	22 年度	違法・有害情報に対処するための法令・ガイドラインはすでに整備されているところ、その啓発や、個別具体的な場面での相談等の支援を行うことにより、事業者による適切な対応が促進されることから、目標として設定する。	
		インターネットの高度化	実ネットワークと同等の環境を持つ IPv6 テストベッドの整備による人材( IPv6 ネットワーク技術者 )の育成	P	1000 人	22 年度	社会インフラであるインターネットの安定的な利用を可能とするため、複雑かつ大規模な IPv6 インターネットを構築し、運用できる人材を最低でも約 3500 人育成することが必要であり、本施策において、そのうち 1000 人を平成 22 年度に育成することを目標として設定する。	
			トラヒックの集中回避のためのネットワーク制御に関する実証実験の進捗度	P	ネットワーク位置情報を利用する P2P や地域 ISP に設置したキャッシュを活用することにより、東京一極	23 年度	社会インフラであるインターネットの混雑緩和と安定的な利用を可能とするため、ネットワーク上の位置情報やキャッシュ等を活用するソフトウェア開発等に係る本実証実験の実施を目標として設定する。	

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報					参考となる指標その他の参考となる情報
			あらかじめ目標(値)を設定した指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及び目標年度の設定についての考え方	
情報通信(ICT政策)		情報セキュリティの強化			集中型のトラフィックを地方に分散させネットワークの混雑を緩和することの実証を実施			
			電気通信事業における情報セキュリティマネジメントの強化	P	中小企業の電気通信事業者が実装すべき情報セキュリティマネジメントのガイドラインの検討及びその国際標準化の提案を実施	22年度	中小企業の電気通信事業における情報セキュリティを向上させるため、ガイドラインの検討及び国際標準化の提案の実施を目標として設定する。	
			電子署名法に基づく認定制度の円滑な実施	C	認定基準に係る暗号技術等の動向や各国の電子署名に関する状況の調査を実施	22年度	電子署名法に基づく認定制度の円滑な実施は、ネットワークを利用した社会経済活動の促進に資するため、目標として設定する。	
			マルウェア配布等危害サイト回避システムの構築を目的とした実証実験の進捗度	C	ユーザが危害サイトに意図せずアクセスすることを、ネットワーク側で回避する技術の実証を実験	23年度	本施策は、「セキュアジャパン 2009」にも位置づけられている「対策が困難な個人も含めた情報セキュリティ水準向上に向けた取り組み」として実施する。実証実験の実施状況の指標により本施策の進行管理をする。	・実験に参加しているISP数

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報					
			あらかじめ目標(値)を設定した指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及び目標年度の設定についての考え方	参考となる指標その他の参考となる情報
			情報セキュリティ サポータの育成、地域 団体ネットワークの 実現促進に関する 目標達成度					
・NPO 法人等の定める認定基準を満たした情報セキュリティサポータの人数	C	1000 人	24 年度	一般利用者の情報セキュリティ水準を向上させるため、利用者の身近で情報セキュリティ対策をサポートする情報セキュリティサポータを育成することから、目標として設定する。 目標とする地域団体数から推計し、1000 人と設定。 【指標の現況】 サポータの人数 300 人 (平成 22 年 1 月現在)	地域団体によるサポータ講習の実施回数  サポータ及び協働地域団体の地域分布			
・NPO 法人等の定める認定基準を満たした情報セキュリティサポータのとりまとめ団体の数	C	50 団体	24 年度	一般利用者の情報セキュリティ水準を向上させるため、情報セキュリティサポータを取りまとめる地域 NPO 法人等の活動を促進する必要があることから、目標として設定する。  サポータの全国展開のため、地域団体は全国に点在する必要があるため、50 団体と設定。  【指標の現況】 地域団体の数：20 団体 (平成 22 年 1 月現在)				

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報					
			あらかじめ目標(値)を設定した指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及び目標年度の設定についての考え方	参考となる指標その他の参考となる情報
			情報通信(ICT政策)	基準認証制度の推進	基準認証制度の円滑な実施	P	我が国の基準に適合しない特定無線設備等に係る市場調査の実施	
P	各国基準認証制度の動向調査及びMRA(相互承認協定)国際研修会の実施	22年度				MRAの円滑な実施を確保するため、欧州等各国の基準認証制度の動向調査の実施を目標として設定するとともに、国際的に信頼される認証機関の育成のため、MRA国際研修会の実施を目標として設定する。		

平成 22 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 22 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	評価を行うに当たっての主な観点	参考										
情報通信（ICT政策）	<p><b>【政策 14】</b> 電波利用料財源電波監視等の実施</p> <p><b>【基本目標】</b> 電波の適正な利用を確保することを目的に、電波利用料収入を財源とした各種施策・事務事業の確実な実施を推進する。</p> <p><b>【評価方式】</b> 総合評価方式</p> <p>評価実施年度</p> <table border="1"> <tr> <td>H20</td> <td>実施済</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>（第 3 期基本計画期間中）</p>	H20	実施済	H21	-	H22	-	H23		H24	-	電波監視業務の実施	<p>航空・海上無線、携帯電話、消防無線などの人命に関わる重要無線通信等への妨害に対して、申告対応の 2 4 時間化等による迅速な排除及び妨害の原因となり得る不法無線局等の取締りや電波利用ルールの周知・啓発等無線通信妨害の未然防止に向けた必要な措置を確実に講じる。</p> <p><b>【参考となる指標その他の参考となる情報】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重要無線通信妨害への申告数、措置数、措置率</li> <li>不法・違法無線局への告発・指導等数</li> <li>電波利用環境保護のための周知・啓発活動状況</li> </ul>	
		H20	実施済											
		H21	-											
H22	-													
H23														
H24	-													
電波の安全性に関する調査及び評価技術	<p>携帯電話等の無線設備から発射される電波が人体や電子機器等に与える影響に対する関心の高まりに対応して、そのような影響に関する調査を行うと共に、電波の安全性に関する評価技術の検討を行い、より安心して安全に利用できる電波環境を整備するための必要な措置を確実に講じる。</p> <p><b>【参考となる指標その他の参考となる情報】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電波の生物学的影響に関する研究件数</li> </ul>													
周波数使用等に関するリテラシーの向上	<p>携帯電話の普及や新しい無線システムなど電波利用の急速な拡大に伴い、人々が日常的に電波を利用する機会が増加し、電波による健康等の影響に対する関心が高まる中、電波をより安心して安全に利用できるように、全国各地での説明会の開催、相談体制の充実等、電波の能率的な利用の確保や電波</p>													

分野	施策 (主要な政策)		評価を行うに当たっての主な観点	参考
		下位レベルの施策		
情報通信（ICT政策）			<p>の安全性に関する国民のリテラシー向上を図るための必要な措置を確実に講じる。</p> <p>【参考となる指標その他の参考となる情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電波の能率的な利用や安全性に関する全国各地での説明会の開催回数</li> </ul>	
		総合無線局監理システムの構築と運用	<p>無線局に関する各種データベースを構築し、無線局の免許申請処理、周波数管理等の電波監理事務の迅速かつ効率的な実施を支援する全国規模の業務処理システムである総合無線局監理システムにより、電波の利用者への行政サービス向上に必要な措置を確実に講じる。</p> <p>【参考となる指標その他の参考となる情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>無線局の免許申請、再免許申請のオンライン利用率</li> </ul>	
			<p>年々増加する無線局に対して、総合無線局監理システムを活用して、無線局申請等の処理、無線局監督、電波利用料徴収等の無線局監理を適切に行う。</p> <p>【参考となる指標その他の参考となる情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合無線局監理システムの運用状況</li> <li>総合無線局監理システムで監理している無線局数の推移</li> </ul>	

分野	施策 (主要な政策)		評価を行うに当たっての主な観点	参考
	下位レベルの施策			
情報通信(ICT政策)	電波資源拡大のための研究開発		<p>極めて稠密(ちゅうみつ)に利用されている周波数帯域の周波数逼迫状況を緩和し、新たな周波数需要に的確に対応するために、周波数を効率的に利用する技術等の研究開発を着実に実施する。</p> <p>【参考となる指標その他の参考となる情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周波数を効率的に利用する技術等の研究開発の実施件数</li> </ul>	
	周波数逼迫対策技術試験事務		<p>周波数の逼迫により生じる混信・輻輳(ふくそう)を解消又は軽減するため、電波を有効に利用できる実現性の高い技術について技術的検討を行い、その技術の早期導入を図ることを目的とした技術試験事務を着実に実施する。</p> <p>【参考となる指標その他の参考となる情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電波の有効利用につながる技術についての技術試験事務の実施件数</li> </ul>	
	特定周波数変更対策業務		<p>電波利用ニーズが拡大する中、既存の無線局の安定的な利用を確保した上で、新たな無線システムが適切に導入されるよう措置を講ずる。</p>	
	無線システム普及支援業務・遮へい		<p>【参考となる指標その他の参考となる情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな無線システムの導入件数</li> </ul>	
			<p>国民生活に不可欠なサービスである携帯電話等について、地理的な条件や事業採算上の問題により利用することが困難</p>	

分野	施策 (主要な政策)		評価を行うに当たっての主な観点	参考
		下位レベルの施策		
情報通信（ICT政策）			<p>な地域において携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用の確保を図る。</p> <p>また、2011年7月24日の地上デジタル放送への完全移行に向けて、必要な環境整備・支援策を実施することにより、電波の有効利用を推進する。</p> <p>【参考となる指標その他の参考となる情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 携帯電話エリア整備事業や地上デジタル放送への完全移行に向けた対策等の実施箇所数</li> </ul>	



平成 22 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 22 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報															
			あらかじめ目標(値)を設定した指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及び目標年度の設定についての考え方	参考となる指標その他の参考となる情報										
情報通信( ICT 政策)	<p><b>【政策 15】</b> ICT 分野における国際戦略の推進</p> <p><b>【基本目標】</b> 二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献、ICT 分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援の推進を通じて、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現に貢献する。</p> <p><b>【評価方式】</b> 実績評価方式</p> <p>評価実施年度</p> <table border="1"> <tr><td>H20</td><td>実施済</td></tr> <tr><td>H21</td><td>実施済</td></tr> <tr><td>H22</td><td></td></tr> <tr><td>H23</td><td></td></tr> <tr><td>H24</td><td></td></tr> </table> <p>(第 3 期基本計画期間中)</p>	H20	実施済	H21	実施済	H22		H23		H24		二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献	二国間での定期協議、政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況	P	APEC 電気通信・情報産業大臣会合及び国際電気通信連合(ITU)全権委員会議などの国際会議への参画及び意見交換の実施(7回程度)	22 年度	国際会議等での協議・交渉を通じて基本目標の達成を図ることは本施策において重要であるため、指標として設定した。本指標により施策の達成状況を測定する。	参画した会議及び実施した意見交換結果の政策への反映状況
		H20	実施済															
		H21	実施済															
		H22																
H23																		
H24																		
国際機関等への貢献	P	ITU、アジア太平洋通信連合(APT)、OECD 等への分担金及び拠出金の支出	22 年度	国際機関等において我が国のプレゼンスを向上させることにより、国際的発言力の強化、及び各種議論におけるイニシアティブ獲得といった、我が国の国際競争力強化に繋がる。国際機関への拠出金支出等を行うことは、国際機関等の各種活動への貢献といった形で上記目的を達成しうするため、指標として設定した。	拠出金等により国際機関等が実施した活動													
ICT 分野に関する途上国との協力関係構築状況	P	7 カ国以上	22 年度	ICT 分野の人材育成等を通じ、国際的なデジタルディバイド解消といった課題解決を推進していく。本指標は、諸外国との協力関係の構築状況をもって施策の推進状況を測るもの。														
ICT 分野に関する人材育成セミナー等の受講者数	P	200 人以上	22 年度															

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報					
			あらかじめ目標(値)を設定した指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及び目標年度の設定についての考え方	参考となる指標その他の参考となる情報
情報通信(ICT政策)		ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進	海外におけるセミナー・シンポジウムの開催、ミッション団派遣等の実施状況	P	海外におけるセミナー・シンポジウムの開催(6回程度)、ミッション団派遣(3回程度)	22年度	我が国のICT分野における国際展開支援に関する状況等を把握するために目標等を設定し、本施策の進行管理を行うものである。	実施したセミナー・シンポジウム及びミッション団派遣結果の政策への反映状況
			ICT先進事業国際展開プロジェクトの実施状況	P	広く提案募集を行い、外部の有識者等の意見も踏まえテーマを決定し、実証実験等を実施	22年度	ICT産業の国際競争力強化やICTによる成長力強化を図るため、ICT先進事業国際展開プロジェクトの実証実験等の実施状況により本施策の進行管理をするものである。	

平成 22 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 22 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)		評価を行うに当たっての主な観点	参考										
	下位レベルの施策													
郵政行政	<p><b>【政策 16】</b> <b>郵政行政の推進</b></p> <p><b>【基本目標】</b> 国民の権利として郵政事業に係る基本的な役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにすること等、郵政改革を円滑に推進する。 また、国際分野においては、利用者利便の向上を図る観点から、多国間・二国間協議・協調等を通じ、新たな制度環境整備への取組等、積極的な対応を推進する。</p> <p><b>【評価方式】</b> 総合評価方式</p> <p><b>【評価実施年度】</b> 評価実施年度</p> <table border="1"> <tr> <td>H20</td> <td>実施済</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>実施済</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td></td> </tr> </table> <p>(第3期基本計画期間中)</p>		H20	実施済	H21	実施済	H22		H23		H24		<p>郵政事業の円滑な推進による国民生活の確保・地域社会の活性化等</p> <p>「郵政改革の基本方針」(21年12月)を踏まえ、郵政改革関連法案を提出したところ(22年4月)。法案成立後、政省令の制定など、郵政改革に必要な制度整備を確実に行う。</p> <p>日本郵政グループのガバナンスの問題点など、現行の民営化の実態の検証を行うことなどにより、日本郵政グループの健全な業務運営、事業展開に資する。</p> <p>調査研究などにより、郵政改革が、地域経済やマクロ経済に与える影響や、郵政事業の経営に与える影響などを検証。</p> <p><b>【評価における主な指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本郵政グループ各社の決算状況 (郵便局会社関係)</li> <li>郵便局数の推移</li> <li>(郵便事業会社関係)</li> <li>引受郵便物数の推移</li> <li>(ゆうちょ銀行)</li> <li>貯金残高・投信残高の推移</li> <li>(かんぽ生命保険)</li> <li>保険残高の推移 等</li> </ul>	
	H20	実施済												
H21	実施済													
H22														
H23														
H24														
	<p>国際郵便及び国際送金分野における国際協調の推進</p>		<p>職員派遣や分担金の抛出のほか、UPUにおける環境対策の強化や条約の法的安定性の確保等UPUの諸活動に対する人的・財政的貢献</p> <p><b>【評価における主な指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員派遣数の経年比較</li> <li>分担金の経年比較</li> </ul>											

平成 22 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 22 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報															
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及び 目標年度の設定 についての考え方	参考となる指標 その他の参考と なる情報										
国民生活と安心・安全	<p><b>【政策 17】</b> 一般戦災死没者追悼等の事業の推進</p> <p><b>【基本目標】</b> 先の大戦における一般戦災死没者の追悼等及びいわゆる三問題の労苦継承の円滑な推進</p> <p><b>【評価方式】</b> 実績評価方式</p> <p><b>【評価実施年度】</b></p> <table border="1"> <tr><td>H20</td><td>—</td></tr> <tr><td>H21</td><td>実施済</td></tr> <tr><td>H22</td><td>—</td></tr> <tr><td>H23</td><td>○</td></tr> <tr><td>H24</td><td>—</td></tr> </table> <p>(第3期基本計画期間中)</p>	H20	—	H21	実施済	H22	—	H23	○	H24	—	一般戦災死没者の慰霊事業の推進	戦災に関する展示会の来場者数	P	1,020名	22年度	<p>戦災に関する展示会に係る指標は、戦災の状況を伝えるという展示会の趣旨の達成状況を表す観点から設定したものであり、過去の実績等を勘案して設定したものである。</p> <p><b>【指標の現況】</b> 来場者数：1,013名 (平成21年度) ※過去5年間の平均では920名(平成17年度～21年度)</p>	戦災に関する展示会のアンケートの回収率及び自由記述欄の記入率
		H20	—															
		H21	実施済															
		H22	—															
		H23	○															
		H24	—															

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報					
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方	参考となる指標 その他の参考と なる情報
国民生活と安心・安全		平和祈念事業の推進	平和祈念展示資料館及び展示会等の来場者数	P	20,000名	22年度	平和祈念事業は、いわゆる恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の方々などの労苦について理解を深めていただくことを目的としていることから、過去の実績等を勘案して設定したものである。  【指標の現況】 来場者数：19,796名（過去5カ年の平均来場者数）	平和祈念展示資料館及び展示会等のアンケートの回収率及び自由記述欄の記入率  平和祈念事業は、平成22年10月以降、独立行政法人平和祈念事業特別基金から国に引継ぐ予定

平成 22 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 22 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報															
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方	参考となる指標 その他の参考と なる情報										
国民生活と安心・安全	<p><b>【政策 18】</b> 恩給行政の推進</p> <p><b>【基本目標】</b> 受給者の高齢化が進んでいることを踏まえ、22 年度から本格稼働する業務・システム最適化の成果をも生かしつつ、より一層の受給者等に対するサービスの向上を図る。</p> <p><b>【評価方式】</b> 実績評価方式</p> <p><b>【評価実施年度】</b></p> <table border="1"> <tr><td>H20</td><td>—</td></tr> <tr><td>H21</td><td>○</td></tr> <tr><td>H22</td><td>—</td></tr> <tr><td>H23</td><td>○</td></tr> <tr><td>H24</td><td>—</td></tr> </table> <p>(第 3 期基本計画期間中)</p>	H20	—	H21	○	H22	—	H23	○	H24	—	正確・迅速な請求処理	年度末における請求未処理案件比率(年度末における残件数/月間平均処理件数)	P	0.5 か月分未満	22 年度	<p>年度末における請求未処理案件比率は、迅速な請求処理の観点から、過去の実績を踏まえつつ、「恩給業務の業務・システム最適化計画」の実施による効果等も勘案して目標値を設定した。</p> <p><b>【指標の現況】</b> 年度末における請求未処理案件比率 0.5 月分 (21 年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・恩給受給者数</li> <li>・恩給受給者の平均年齢、平均年額</li> <li>・業務・システム最適化計画の実施状況(申請手続等の簡素化、負担の軽減、業務処理の迅速化・効率化等)</li> <li>・裁定等の受付・処理件数</li> <li>・不服申立ての件数</li> <li>・裁定に対する訂正請求の件数</li> </ul>
	H20	—																
H21	○																	
H22	—																	
H23	○																	
H24	—																	

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考となる情報	
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及び 目標年度の設定 についての考え方
国民生活と安心・安全		恩給相談対応の充実	恩給相談電話 混雑率	C	20%	22年度	電話相談電話混雑率は、恩給相談対応の充実の観点から、過去の実績、「恩給業務の業務・システム最適化計画」における個別効果指標等を踏まえて目標値を設定した。 【指標の現況】 電話相談電話混雑率 23.6% (21年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・恩給相談件数</li> <li>・恩給受給者数(再掲)</li> <li>・恩給受給者の平均年齢、平均年額(再掲)</li> </ul>
			恩給相談者(来訪者)の満足度・納得度	C	96.1%以上	22年度	恩給相談者の満足度・納得度は、恩給相談対応の充実を図る観点から、過去の実績(20年度から実施)を踏まえて目標値を設定した。 【指標の現況】 恩給相談者の満足度・納得度 96.1% (21年度)	

分野	施策 (主要な政策)		政策の有効性等を測定するために用いる情報					
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及び 目標年度の設定 についての考え方	参考となる指標 その他の参考と なる情報
国民生活と安心・安全			不服申立てに対する訴訟件数比率	C	5件以下又は10%以下	22年度	<p>不服申立て(異議申立て及び審査請求)に対する訴訟件数は、恩給受給者の納得度を測る観点から、過去の実績を踏まえて目標値を設定した。</p> <p>【指標の現況】 不服申立てに対する訴訟件数及び比率 9件、11.5%(21年度)</p>	



分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考となる情報
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	
国民生活と安心・安全		申請手続等の簡素化、負担の軽減					<ul style="list-style-type: none"> <li>・恩給受給者数(再掲)</li> <li>・恩給受給者の平均年齢、平均年額(再掲)</li> <li>・業務・システム最適化計画の実施状況(申請手続等の簡素化、負担の軽減、業務処理の迅速化・効率化等)(再掲)</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所変更届の廃止</li> <li>・扶助料請求書と失権時給与金請求書の統合化</li> </ul> </div>

平成22年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成22年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報					
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及び 目標年度の設定 についての考え方	参考となる指標 その他の参考と なる情報
国民生活と安心・安全	<p><b>【政策19】</b> 公的統計の体系的な整備・提供</p> <p><b>【基本目標】</b> 公的統計の体系的かつ効率的な整備・提供を推進する。特に、平成21年4月に全面施行された統計法(平成19年法律第53号)の適切な運用及び平成21年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」に掲げられた施策を着実に推進する。また、統計需要や調査環境の変化に対応した統計調査を着実に実施し、統計情報を的確に提供する。</p>	統計行政に関する企画立案及び調整並びに国際協力の推進	基本計画に掲載された施策の措置割合	P	平成22年度中に措置するとされていることが明確になっている基本計画別表に掲載されている130の施策全てについて措置する。(100%)	22年度	<p>「公的統計の整備に関する基本的な計画」に掲げられた各施策を確実に推進することが必要であり、別表の施策のそれぞれが着実に措置(推進)されているかを確認する。</p> <p><b>【現況】</b> 平成21年度中に措置するとされていることが明確になっている基本計画別表に掲載されている93の施策の全てを措置。(100%)</p>	60年ぶりに全面改正された統計法(平成19年法律第53号、以下「法」という)に基づき「公的統計の整備に関する基本的な計画」が策定された。この基本計画の施策を着実に推進することが統計の発達改善に資すると考えることから、これを着実に推進する。

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報															
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方	参考となる指標 その他の参考と なる情報										
国民生活と安心・安全	<p>【評価方式】 実績評価方式</p> <p>【評価実施年度】</p> <table border="1"> <tr><td>H20</td><td>-</td></tr> <tr><td>H21</td><td>実施済</td></tr> <tr><td>H22</td><td>-</td></tr> <tr><td>H23</td><td></td></tr> <tr><td>H24</td><td>-</td></tr> </table> <p>(第3期基本計画期間中)</p>	H20	-	H21	実施済	H22	-	H23		H24	-		<p>オーダーメイド集計及び匿名データの提供の対象調査数及び申出件数</p>	P	<p>・平成22年度中に新たにオーダーメイド集計又は匿名データの提供を開始する統計調査を12調査以上とする。</p> <p>・平成22年度中に新たに申出を受けた件数を50件以上とする。</p>	22年度	<p>「公的統計の整備に関する基本的計画」では、オーダーメイド集計及び匿名データの提供の拡大を図ることとされており、政策統括官室主催の各府省参加会議等において各府省に働きかけを行うこと等により、各府省がこれらの対象とする調査及び一般の者からの実際の申出実績の拡大を図ることにつながる取組となっているか確認する。</p> <p>【現況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10調査 (21年度開始調査数)</li> <li>・24件 (21年度中の申出件数)</li> </ul>	<p>基本計画では特にオーダーメイド集計及び匿名データの提供の推進は重要な施策の1つとなっている。</p>
	H20	-																
H21	実施済																	
H22	-																	
H23																		
H24	-																	

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考となる情報	
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及び 目標年度の設定 についての考え方
国民生活と安心・安全			重複是正実施率、履歴登録措置率	P	審査を徹底することにより、平成22年度中に事業所を対象とする調査に関する重複是正措置の実施率及び履歴登録措置の実施率を双方とも80%以上とする。	22年度	「公的統計の整備に関する基本的な計画」では報告者負担の軽減方策を進めることとされており、政策統括官室の審査が事業所及び企業の調査対象者の重複是正等の措置に反映されているかを確認する。  【現況】 ・重複是正措置実施率63.0% (21年度中)  ・履歴登録措置実施率54.1% (21年度中)	調査環境の変化から、回収率向上等のため、報告者負担に配慮した施策措置が必要となっている。

分野	施策 (主要な政策)		政策の有効性等を測定するために用いる情報					
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方	参考となる指標 その他の参考と なる情報
国民生活と安心・安全			行政記録の活用件数及び活用要請件数	P	平成22年度中に新たに承認審査を行う統計調査について、行政記録情報を活用することとした統計調査数、行政記録情報の活用を今後の課題とした統計調査数の合計で、10調査以上とする。	22年度	「公的統計の整備に関する基本的な計画」では、行政記録情報の活用を進めるとされており、今後、承認申請が減少する中で、政策統括官室の審査が行政記録情報の活用につながるよう、新たに承認申請が行われた統計調査について平成21年度以上の実績を維持すべく努力する取組となっているか確認する。 【現況】 平成21年度中に新たに承認審査を行った統計調査について、 ・行政記録情報を活用することとしたものは3統計調査 ・行政記録情報の活用を今後の課題としたものは6統計調査	基本計画では特に行政記録情報の活用は重要な施策の1つとなっている。

分野	施策 (主要な政策)		政策の有効性等を測定するために用いる情報						
			下位レベルの施策	あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方	参考となる指標 その他の参考と なる情報
国民生活と安心・安全			我が国が出席した国際的な会議において、議長・パネラー等を担った又は発表を行った会議の割合	P	我が国が出席した国際的な会議において、我が国の出席者が議長・パネラー等を担った又は発表を行った会議の割合を40%以上とする。	22年度	「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進及び国際貢献に資するため、また、国際会議における我が国のプレゼンスの強化に資するため、我が国が出席する国際会議において、我が国の出席者が議長・パネラー等を担った又は発表を行った会議の割合が高まっているか確認する。  【現況】 平成21年度実績： ・国際会議の議長・パネラー等の役割を担った又は発表を行った割合：33%		

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考と なる情報	
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方
国民生活と安心・安全		統計調査の円滑な実施のための体制及び国民の協力の確保	地方公共団体の職員を対象にした研修の満足度	P	95%	22年度	<p>「公的統計の整備に関する基本的な計画」に「一次統計作成上の実務能力向上を図るための研修や…研修等を充実する」とされており、総務省が実施する研修が統計職員の能力向上に資する効果的なものとなっているか受講者の満足度等により確認する。</p> <p>【現況】 88.9% (平成21年度)</p> <p>平成22年度は研修を実施済。来年度以降は、研修終了後のアンケートに習得度効果、行動変容効果、費用対効果の視点を追加するなどにより、評価指標を追加する予定。</p>	<p>「公的統計の整備に関する基本的な計画」では、職員の能力開発、国と地方公共団体との連携強化、統計に対する国民の理解増進の取組が記載されており、これらの施策について、統計調査の円滑な実施のための体制の確保を図る観点から、過去の実績、過去の目標の達成状況等を勘案して設定。</p>

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考となる情報	
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及び 目標年度の設定 についての考え方
国民生活と安心・安全			登録調査員を対象とした中央研修に対する満足度	P	90%	22年度	【現況】 86.9% (平成21年度)	研修の効果測定としては4レベルで測定  1) 満足度 2) 知識習得・学習 3) 行動変容 4) 投資効果・組織達成・収益貢献
			研修内容の中で実際の調査に役に立つものがあつたと感じた者の割合		90%		(今回から開始)	
			上記内容を実際の調査で活かしてみようと感じた者の割合		90%		(今回から開始)	
			コストを上回る研修効果があると感じた者の割合		50%		(今回から開始)	
			登録調査員を対象にした地域ブロック別研修の満足度	P	95%	22年度	【現況】 91.3% (平成21年度) 平成22年度は研修を実施済。来年度以降は、研修終了後のアンケートに習得度効果、行動変容効果、費用対効果の視点を追加するなどにより、評価指標を追加する予定。	



分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考となる情報	
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及び目標年度の設定 についての考え方
			登録調査員に 占める統計調査員 任命者の割合	P	70%	22年度	「公的統計の整備に関する基本的な計画」に実査体制の機能維持のための国と地方公共団体の連携に関する施策が盛り込まれており、国として地方の実査体制の機能維持を支援する登録調査員制度が着実に統計調査員の確保に貢献しているか確認する。  【現況】 64.4% (平成20年度)	

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考となる情報
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	
国民生活と安心・安全			統計データグラフフェアの入場者を対象にしたアンケートにおける「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合	P	85%	22年度	「公的統計の整備に関する基本的な計画」では「公的統計は国や地方公共団体のみならず、個人や企業が合理的な意思決定を行う上で重要な情報基盤であり、統計調査に協力することが国民生活の向上や行政運営の改善につながることを国民に正しく理解してもらうことが重要である。」とされており、総務省として取り組んでいるイベントが効果をあげているか、今後の統計調査の協力意向で確認する。  【現況】 82.0% (平成21年度)

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考となる情報
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	
国民生活と安心・安全		国勢の基本に関する統計の作成	統計調査の実施状況 ・経済・社会の環境変化に対応した統計調査を確実に実施し、統計データを遅滞なく公表しているか。  (当初の計画のとおり公表がなされているか)	P	100%	22年度	年度当初に計画した公表予定が着実に達成されているか。  統計局ホームページ「公表スケジュール」 ( <a href="http://www.stat.go.jp/data/guide/3.htm">http://www.stat.go.jp/data/guide/3.htm</a> )

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報					
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方	参考となる指標 その他の参考と なる情報
国民生活と安心・安全			<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年国勢調査において、不在等の理由で調査票を回収できなかった世帯について行っている聞き取り調査の割合</li> </ul>	P	【聞き取り調査世帯の割合】 4.4%以下	22年度	<p>国勢調査においては、不在等の理由で調査票を回収できなかった世帯については、国勢調査令に基づき、聞き取り調査を行っている。平成22年国勢調査では、郵送提出方式及び東京都でのインターネット回答方式を導入するなどの改善措置を講じており、これらの措置により聞き取り調査の割合を平成17年国勢調査時の4.4%以下とする。また、インターネット回答方式を利用する世帯の割合を5%以上とする。</p> <p>【平成17年国勢調査における聞き取り調査世帯の割合】 全国平均4.4%</p>	平成22年国勢調査終了後に郵送提出及びインターネット回答の状況を確認し、目標値への影響を検証する。
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年国勢調査において、東京都で実施するインターネット回答方式を利用する世帯の割合</li> </ul>	P	【インターネット回答の利用率】 5%以上	22年度		

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考となる情報	
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及び 目標年度の設定 についての考え方
国民生活と安心・安全		統計情報の的確な提供	統計調査結果等の提供状況 ・統計情報の的確な提供に資するために運用している統計関連サイトについて、掲載データの充実を図ることなどにより広く利用され、実効性があるものとなっているか。	P	年間821万件	22年度	統計調査結果の提供状況に係る各指標については、統計情報の的確な提供を実施するため、各年度における情報提供の量及びその利用状況を把握し検証を行うものであり、その目標値は、過去の実績又は本年度のこれまでの実績を勘案したものである。	左記目標により、統計局等ホームページ総アクセス数対前年度比10%増に必要なアクセス増(649万件)の約8割を加へ
			(統計局・政策統括官(統計基準担当)・統計研修所ホームページの国勢調査関連アクセス件数)	P	年間159万件	22年度	前年度(平成21年度)のアクセス件数(352万件)に、平成16年度から17年度(前回実施時)の伸び率(112%)を乗じたアクセス件数(746万件)から更に10%増 前年度(平成21年度)のアクセス件数(106万件)から50%増	

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報					
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及び 目標年度の設定 についての考え方	参考となる指標 その他の参考と なる情報
国民生活と安心・安全			(統計局・政策統括官(統計基準担当)・統計研修所ホームページの総アクセス件数)	P	年間7,143万件	22年度	前年度(平成21年度)のアクセス件数(6,494万件)から10%増	
			(「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の総務省所管統計調査の統計表等へのアクセス件数)	P	年間1,097万件	22年度	e-Statの総務省所管統計の統計表等へのアクセス実績(平成20年度・21年度の2か年平均997万件)の10%増	e-Statは平成20年度から運用開始
			(「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表等へのアクセス件数)	P	年間2,423万件	22年度	e-Statの統計表等へのアクセス実績(平成20年度・21年度の2か年平均2,203万件)の10%増	

分野	施策 (主要な政策)		政策の有効性等を測定するために用いる情報						
			下位レベルの施策	あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方	参考となる指標 その他の参考と なる情報
国民生活と安心・安全			<p>(総合統計書の刊行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合統計書の刊行が当初の刊行予定どおり目標値に従ってなされたか。</li> </ul> <p>(刊行冊数及び予定のとおり刊行がなされているか)</p>	P	年刊5冊 月刊1冊	22年度	<p>【現況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年刊：5冊</li> <li>・日本統計年鑑(11月)</li> <li>・日本の統計(3月)</li> <li>・世界の統計(3月)</li> <li>・Statistical Handbook of Japan(8月)</li> <li>・ポケット統計情報(PSI)年報(10月)</li> <li>月刊：1冊</li> <li>・PSI月報(毎月中旬)</li> </ul>		

平成 22 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 22 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考となる情報											
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及び 目標年度の設定 についての考え方										
国民生活と安心・安全	<b>【政策 20】</b> <b>消防防災体制の充実強化</b>  <b>【基本目標】</b> 社会経済情勢の変化とこれに伴う地域社会の変化による災害の態様の複雑多様化など、消防防災行政を取り巻く状況は、大きく変化しており、迅速な対応が求められている。このような状況の中、総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向上させる。  <b>【評価方式】</b> 実績評価方式  <b>【評価実施年度】</b> <table border="1"> <tr><td>H20</td><td>実施済</td></tr> <tr><td>H21</td><td>実施済</td></tr> <tr><td>H22</td><td></td></tr> <tr><td>H23</td><td></td></tr> <tr><td>H24</td><td></td></tr> </table> （第 3 期基本計画期間中）	H20	実施済	H21	実施済	H22		H23		H24		地域における総合的な防災力の強化	消防団員数	C	消防団員数の増加（対前年度）	22 年度	消防団員数については、将来的に 100 万人（うち女性 10 万人）を目指していることを踏まえ、毎年度増加させていくことを目標とする。 特に、女性消防団員数については、増加傾向を今後とも継続させることを目標とする。  <b>【指標の現況】</b> 消防団員数 885,394 人（うち女性 17,879 人）（平成 21 年 4 月 1 日現在）	消防白書（共通）
		H20	実施済															
		H21	実施済															
H22																		
H23																		
H24																		
うち女性消防団員数	C	うち女性消防団員数（19,000 人）	22 年度															
女性消防団員を採用している消防団の割合（都道府県比較を含む）	C	女性消防団員を採用している消防団の全体に占める割合（52.0%）	22 年度	将来的には、すべての消防団で女性消防団員を採用することを目指していることを踏まえ、毎年度増加させていくことを目標とする。  <b>【指標の現況】</b> 女性消防団員を採用している消防団の割合 49%（平成 21 年 4 月 1 日現在）														



分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報					
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及び 目標年度の設定 についての考え方	参考となる指標 その他の参考と なる情報
国民生活と安心・安全	【政策 20】 消防防災体制の充実強化		自主防災組織 の組織活動カ バー率	C	75%	22 年度	<p>阪神・淡路大震災以降の自主防災組織の組織活動カバー率の推移を踏まえ、75%を目標とする。</p> <p>【指標の現況】 自主防災組織の組織活動カバー率 73.5% (平成 21 年 4 月 1 日現在)</p>	
			消防団協力事業所表示制度 導入市町村数	P	消防団協力事業所表示制度導入市町村数(700市町村)	22 年度	<p>将来的には、すべての市町村で消防団協力事業所表示制度を導入することを目指していることを踏まえ、本制度導入市町村数を毎年度増加させていくことを目標とする。</p> <p>【指標の現況】 消防団協力事業所表示制度を導入している市町村数 601 市町村 (平成 21 年 10 月 1 日現在)</p>	消防団員の確保及び活動環境の整備に向けた取組状況

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報					
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及び 目標年度の設定 についての考え方	参考となる指標 その他の参考と なる情報
国民生活と安心・安全	【政策 20】 消防防災体制の充実強化		防災拠点となる公共施設等の耐震率	P	防災拠点となる公共施設等の耐震率 85%	25 年度	防災拠点となる庁舎、学校、公民館などの公共施設等の耐震率 85%を目指す。を目指す。 【指標の現況】 防災拠点となる公共施設等の耐震率 65.8%(平成 20 年度末)	
								市区町村地域防災計画の阪神・淡路大震災以降の修正状況
								災害時要援護者の避難支援対策の促進のための取組状況
		消防防災体制の充実	緊急消防援助隊の隊数	P	概ね 4,500 隊	25 年度	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」において目標とする登録部隊の規模を目標とする。 【指標の現況】 緊急消防援助隊の隊数 4,165 隊(平成 21 年 4 月 1 日現在)	

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考となる情報	
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及び 目標年度の設定 についての考え方
国民生活と安心・安全	【政策 20】 消防防災体制の充実強化		都道府県・市町村における国民保護訓練の実施件数	P	共同訓練、単独訓練をあわせた訓練の実施件数の向上を図る(対前年度)	22 年度	国と地方公共団体が共同で行う訓練(共同訓練)、地方公共団体が単独で行う訓練(単独訓練)をあわせた、国民保護訓練の実施件数の向上を図る。また、新たな訓練想定やブラインド性を拡大した訓練など難易度の高い訓練の実施を図る。 【指標の現況】 平成 20 年度においては、国と地方公共団体が共同で行う訓練(共同訓練)が 18 件、地方公共団体が単独で行う訓練(単独訓練)が 48 件のあわせて 66 件実施された	
			市町村防災行政無線(同報系)の整備率	P	整備率の向上	23 年度	未整備市町村における整備を促進し、中長期的に防災行政無線の普及の向上を図るもの 【指標の現況】 市町村防災行政無線の整備率 75.7%(平成 20 年度末)	

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報					参考となる指標 その他の参考となる情報
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及び 目標年度の設定 についての考え方	
国民生活と安心・安全			J-ALERTによる 住民への緊急 情報の伝達手 段の整備率	P	整備率の向 上	24年度	対処に時間的余裕 のない事態に關する 緊急情報を J-ALERTにより瞬時 に住民に伝達する 手段の整備促進を 図る。 【指標の現況】 J-ALERT情報を住民 に伝達する手段を 整備している団体 の全市区町村に占 める割合15.4% (平成22年1月1 日現在)	
								自然災害による死 者・行方不明者数
								消防の広域化の推 進の環境整備のた めの取組状況
								救助活動件数
								国際緊急援助隊へ の迅速・効果的な対 応体制の向上のた めの取組状況
						我が国の消防防災 に係る知見・技術の 国際的な伝搬のた めの取組状況		

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報					
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方	参考となる指標 その他の参考と なる情報
国民生活と安心・安全	【政策 20】 消防防災体制の充実強化	救急救命体制の充実	救命率の推移	C	救急搬送に おける救命 率の向上	23 年度	救命率の向上については、搬送に至るまでの処置状況、病状等に応じて救命率が大きく異なってくることを考慮し、前年度より救命率を向上させることを目標にしつつも、中長期的な評価を実施するため、23 年度を目標年度とする。 【指標の現況】 心原性かつ一般市民によって心肺機能停止の時点が目撃された症例の1ヶ月後生存率 10.4% (平成 20 年中)	
			救急自動車に占める高規格の救急自動車の割合	P	全救急隊の95%の隊に高規格救急自動車を配備	23 年度	救命率への貢献の状況を示す高規格救急車の整備状況について、施策の進行管理として、現状を勘案しつつ、目標値等を設定する。 【指標の現況】 救急隊への高規格救急自動車の配備率 79.6% (平成 21 年 4 月)	救急隊員数の推移  教育訓練を受けた救急隊員の数

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報					
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方	参考となる指標 その他の参考と なる情報
国民生活と安心・安全			心肺機能停止 傷病者への応 急手当実施率 (救急現場に おいて住民に より実施され たもの)	C	実施率の向 上	23 年度	救急現場近くの住 民による応急手当 の実施により、救命 率の向上が期待で ることから、中長 期的に実施率が向 上するよう目標と して設定する。 【指標の現況】 心肺機能停止傷病 者への応急手当実 施率(救急現場にお いて住民により実 施されたもの) 40.7% (平成 20 年中)	
								救急出場件数の推 移
								救急自動車による 現場到着時間
								救急自動車による 病院収容時間(119 番通報から病院に 収容するまでに要 した時間)
								高度な救急救命処 置の実施状況の推 移
								消防防災ヘリコプ ターによる災害出 動の推移
								救命講習実施回 数・救命講習受講者 数

分野	施策 (主要な政策)		政策の有効性等を測定するために用いる情報					参考となる指標 その他の参考となる情報	
			下位レベルの施策	あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及び 目標年度の設定 についての考え方
国民生活と安心・安全	【政策 20】 消防防災体制の充実強化		身近な生活における安心・安全の確保	住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。)	C	50%減	23 年度	平成 21 年度消防庁重点政策に基づき、住宅用火災警報器の全戸設置に向けた取組を強化するとともに、住宅防火の普及啓発活動を推進し、住宅火災死者数(平成 17 年 1,220 人)の早期の半減を目指す。 【指標の現況】 平成 20 年の住宅火災による死者数：1,123 人	
				防火対象物定期点検の実施率の向上	C	70%	23 年度	防火対象物定期点検の実施率は、対策と効果の関係を考慮し、70%を目標とする。 【指標の現況】 50.0%(基準日：平成 21 年 3 月 31 日)	
				特定違反对象物数の改善	C	特定違反对象物数の減少(対前年度)	22 年度	特定違反对象物数は、対策と効果の関係を考慮し、前年の数値以下に抑えることとする。 【指標の現況】 平成 21 年度当初の特定違反对象物数：225	

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	政策の有効性等を測定するために用いる情報					
			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方	参考となる指標 その他の参考と なる情報
国民 生活 と 安心 ・ 安全			危険物施設に おける事故件 数	C	事故件数の 低減(対前 年)	22年度	危険物事故が近年 増加傾向にあるこ とから、年間の事故 発生件数を前年以 下に抑えることと する。 【指標の現況】 平成 20 年中 : 560 件	
								出火件数
								放火及び放火疑い の件数



「平成22年度目標設定表」の策定に当たっては、国民の皆様から広く意見を募集しました。提出されたご意見及びご意見に対する総務省の考え方は以下のとおりです。

NO	提出された意見	考え方
1	<p><b>【政策9】電子政府・電子自治体の推進</b>  <b>下位レベルの施策「地方公共団体の情報化の推進」について</b></p> <p>評価の観点として、納付手続きに関する項目を追加していただきたい。</p> <p>理由としては、電子自治体を実現するためには、申請・登録のオンライン化とともに納付部分のオンライン化が必須と考えるからである。</p> <p>納付部分のオンライン化を推進し評価するにあたっての観点として納付手続きに関する評価項目を追加することによって、地方公共団体等が電子自治体を推進していくにあたっての具体的なイメージとして、申請・届出だけでなく納付部分の重要性・必要性を地方公共団体等に明確に意識していただけると考える。</p> <p>具体的には次のような評価の観点の追加をお願いしたい。</p> <p>「地方公共団体に対する納付手続きにおけるオンラインシステムの整備率(またはオンライン利用率)」</p> <p><b>評価に当たっての主な観点「地方公共団体に対する申請・届出等手続きにおけるオンライン利用率」について</b></p> <p>上記表現では、自治体のオンライン化の評価を申請・届出に限定しているように見える。住民にとって申請・届出だけでなく納付の部分がオンライン化されていないと、オンライン化のメリットを十分に享受できないため、オンライン化の評価対象として納付についても明記していただきたい。</p> <p>理由としては、電子自治体を実現するためには、申請・登録のオンライン化とともに納付部分のオンライン化が必須と考えるからである。</p> <p>各種申請や届出等をオンライン化したとしても、それに伴う手数料等の納付のために地方公共団体窓口や金融機関窓口へ出向くこととなった場合、住民はオンライン化のメリットを十分に享受できない。電子自治体を推進するにあたって、申請・届出と一体として納付部分の対応を行うことは、地域住民・企業から見た意義が大きいと考える。</p> <p>具体的には次のような記述をお願いしたい。</p> <p>「自治体のオンライン利用促進 観点:地方公共団体に対する申請・届出・<u>納付</u>等手続きにおけるオンライン利用率」</p>	<p>政府は、これまで「IT新改革戦略」(平成18年1月19日 内閣官房高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(以下、「IT戦略本部」)決定)などにに基づき、2010年度までにオンライン利用率を50%以上とすること等を国家目標として掲げ、総務省においても電子自治体の推進に取り組んできたところ。また、「i-Japan 戦略2015」(平成21年7月6日 IT戦略本部決定)においては、「電子政府・電子自治体分野」が重点分野と位置づけられており、2015年に実現されるべき「将来ビジョン」や我が国が全体として目指すべき大きな方向性等が定められたところ。「評価に当たっての主な観点」は、これらの政府全体の戦略を踏まえて設定しているものです。</p> <p>ご指摘の内容については、今後の参考とさせていただきます。</p>

NO	提出された意見	考え方
2	<p><b>【政策13】情報通信技術利用環境の整備</b></p> <p><b>電気通信事業分野における競争状況の評価を実施</b></p> <p>電気通信事業分野における競争状況の評価(以下、「本制度」という。)に対する弊社共意見書においても述べているとおり、本制度は表層的な評価が繰り返されるだけで、単なる市場レビュー以上の効果は望めないものになっていると考えます。</p> <p>従って、本制度を公正競争ルールの整備に資するものとするため、「基礎的調査研究」の実施に際しては、公正競争上喫緊の課題となっている以下の項目を対象とすることで、市場の実態を適正に捉え、競争上の真の課題を特定すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 光ファイバの公正公平な貸出条件の整備</li> <li>- 移動体通信市場における市場流動性の確保</li> <li>- 移動体通信市場における保有周波数帯域の格差解消</li> </ul>	<p>「電気通信事業分野における競争状況の評価」に関し、分析対象や戦略的な評価のテーマについては、「実施細目」において定めることとしています。</p> <p>なお、「実施細目」を決定する際は、これまでと同様に広く意見募集を行う予定です。</p>
	<p><b>電気通信事業における料金算定等に関する調査研究の実施</b></p> <p>現在、PSTNやドライカップ等のレガシー系サービスの接続料算定の在り方について、見直しを行う方向性が示されていますが、国内外の電気通信市場の動向及び既存の制度の在り方等について調査をすることは当該見直しの検討に有効であるものと考えます。当該調査研究結果を来年度予定される「平成23年度以降の接続料算定の在り方について」の議論において有効に活用するためには、遅くとも本年夏頃までには結果を得られるよう、具体的な調査が行われることが必要と考えます。</p>	<p>総務省は、2010年代初頭までに公正競争ルールの整備等の観点から実施する施策について取りまとめた「新競争促進プログラム2010」(平成21年6月最終改定)を公表するなど、電気通信市場における一層の競争促進及び利用者利益の確保に取り組んでまいりましたが、今後も、適時適切に調査研究を行うことにより、より一層の競争促進及び利用者利益の確保に取り組んでまいります。</p> <p>以上を踏まえつつ、電気通信事業における料金算定等に関する調査研究についても適時適切に取り組んでまいります。</p>

NO	提出された意見	考え方
3	<p><b>【政策20】消防防災体制の充実強化</b></p> <p><b>参考となる指標その他の参考となる情報「災害時要援護者の避難支援対策の促進のための取組状況」について</b></p> <p>「総務省から自治体に対し、『災害時には防災課が主導すること』といった通達を出す」など、現実の課題解決策として総務省が自治体と連携して対策を講じた件数を指標として追加設定したらどうでしょうか。</p> <hr/> <p><b>指標「都道府県・市町村における国民保護訓練の実施件数」及び目標(値)「共同訓練、単独訓練をあわせた訓練の実施件数の向上を図る」について</b></p> <p>単なる訓練実施件数ではなく、市民・区民が本当に防災に興味を持てる取組の内容を反映した指標、目標(値)にしていただきたい。</p>	<p>「課題解決に向けて対策を講じた件数」はその年度の災害の発生件数等によって左右される可能性があるものであることから、あらかじめ目標件数を設定したり、経年的な件数の比較をすることに馴染まないものと考えております。</p> <hr/> <p>国民保護法制定に伴い、平成17年度以降国民保護訓練を国、都道府県、市町村等において共同又は単独で実施しています。しかし、実施件数は少なく、未実施団体も存在し、現段階として実施件数の増加に努めていることから、実施件数の向上を目標としています。</p> <p>国民保護共同訓練や単独訓練は、国民保護事案が発生した場合の対応能力を向上させることにより、住民の安心安全の確立や啓発に資することを目的として実施しています。</p> <p>訓練においては、住民の参加を得ての実動訓練の実施や、図上訓練においては、訓練の概要のパンフレットの配布、国民保護啓発用のパネルの掲示など、地域住民の理解を促す取り組みを進めながら、訓練を実施しています。</p> <p>今後も、これらの取り組みを進めながら引き続き訓練を実施していくことにより、多くの住民に興味を持っていただけるよう取り組んでまいります。</p>